

第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画

令和5年度～令和9年度



子どもたちのしあわせな将来をつくるまち
みやま

令和5年3月

みやま市



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 みやま市の概況	4
1 人口・世帯等の状況	4
2 子どもの状況	7
3 経済状況	12
4 アンケート調査結果	16
5 関係機関調査結果	32
6 各種調査から見える課題と求められる支援	37
第3章 計画の基本方針	40
1 計画の基本理念	40
2 施策体系	41
第4章 具体的な取り組み	44
施策1 支援体制の構築と強化	44
施策2 教育の支援	46
施策3 生活の支援	48
施策4 保護者に対する就労の支援	50
施策5 経済的支援	52
第5章 計画の推進に向けて	54
1 計画内容の周知	54
2 地域の連携による計画の推進	54
3 計画の評価・確認	54



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

厚生労働省の令和元年「国民生活基礎調査」によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%と、子どもの約7人に1人が貧困状態にあるとされており、中でもひとり親世帯の貧困率は48.1%と半数近くに達しています。また、貧困状態にある子どもたちは、様々な教育や体験の機会が阻まれることにより、将来的に自らも貧困に陥りやすいとされる「貧困の連鎖」も大きな課題となっています。

国においては、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「推進法」という)が施行されました。令和元年6月には推進法が改正され、子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえるなど、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されました。

しかしながら、その後の令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、経済活動は停滞し、医療や教育を含めた日常生活までもが未曾有の危機にさらされ、全国で失業者また生活困窮者が急増しました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、子どもたちにも影響を及ぼし、学校に通うことや友達と会うこと、部活動やクラブ活動に参加することといった「当たり前」が制限され、今までに感じたことのない孤独に、多くの子どもがさらされる結果となりました。現に、令和2年度の全国の不登校児童生徒は、過去最多の19万人にのぼり、児童生徒の自殺も415人と過去最多となるなど深刻な状況です。また、感染拡大に伴い家計が急変したことで学費の支払いに困難が生じ、自主退学する学生が全国で相次ぐなど、子どもの「学び」にも深刻な影響がでています。

本市においては、平成30年に「みやま市子どもの貧困対策推進計画」(以下「第1期計画」という)を策定し、すべての子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないみやま市の実現を目指し、各種施策を展開してきました。しかしながら、本市の現状に目を向けると、要保護・準要保護児童生徒数は増加傾向にあり、家庭児童相談室への相談件数も年々増加しています。さらに、令和4年10月に実施した「子どものいる世帯の状況調査」では、各世帯の経済的な状況が子どもの成長に大きく影響を及ぼすことが浮き彫りになるなど、子どもを取り巻く環境は厳しい状態にあります。

このような中、「第1期計画」の計画期間が令和5年3月で満了することから、国や県の動向を踏まえるとともに、新たな課題への対応を含め、本市の実態に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。



(2) 本計画における「貧困」について

本計画においては、国・地域の生活水準とは無関係な、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的」貧困世帯に加え、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的」貧困世帯の子どものための対策を推進することを目的としています。

一般的に貧困といった場合、発展途上国や終戦直後の日本などの最低限度の衣食住も満たしていない状態を想い起し、現在においても生活保護制度等で対策が進められています。一方、相対的貧困については、一定の収入はあるため、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、子どもの学習塾代や部活動・クラブにかかる費用、大学進学資金等が準備できず、貧困世帯の子どもは夢や希望をあきらめざるを得ない状況となっています。

■絶対的貧困と相対的貧困のイメージ

絶対的貧困	現代の日本における相対的貧困
・風雨を防げる場所がない	→ ① 勉強できるスペースが家がない
・寒さをしのぐ服がない	→ ② 卒業式に普段着でしか行けない
・十分な食べ物がない	→ ③ 朝ごはんが食べられない

(3) 本計画における「要保護」「準要保護」について

計画上における「要保護」「準要保護」という表記について、要保護児童生徒とは、保護者が生活保護を受けており、または生活保護を受けていないが生活保護を必要とする状態にある児童生徒のことを指し、準要保護児童生徒とは、保護者が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している児童生徒のことを指します。





2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案したものであり、同時に、「みやま市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定された「みやま市地域福祉計画」、「みやま市子ども・子育て支援事業計画」等、関連計画と整合を図って策定するものです。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



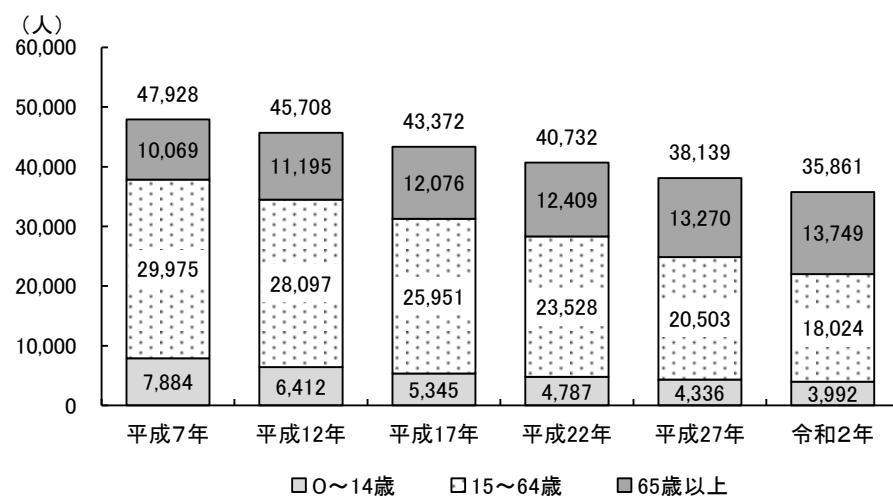
第2章 みやま市の概況

1 人口・世帯等の状況

(1) 人口構成の状況

本市の総人口は減少し続けており、令和2年には35,861人となっています。年齢3区別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口の減少が続いている一方、65歳以上人口は増加し続けており、少子高齢化が顕著な状況です。本市の高齢化率は令和2年で38.3%となっています。

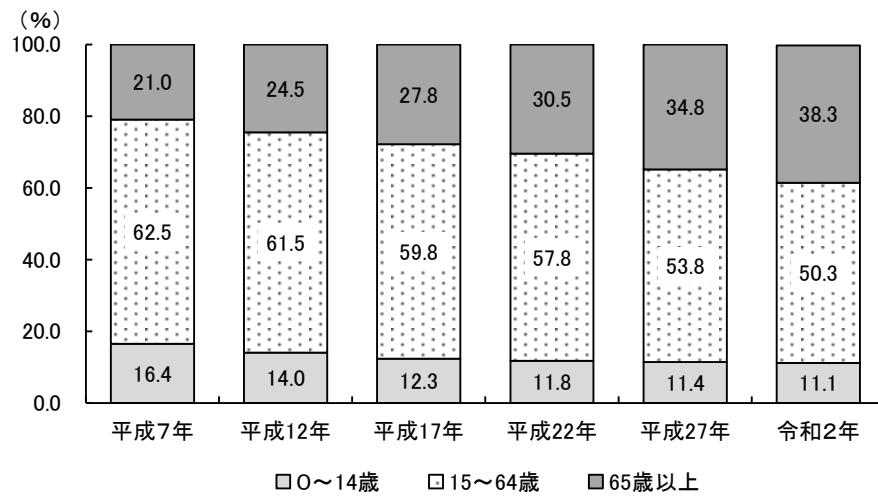
■総人口の推移



資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳含む

■人口構成比の推移



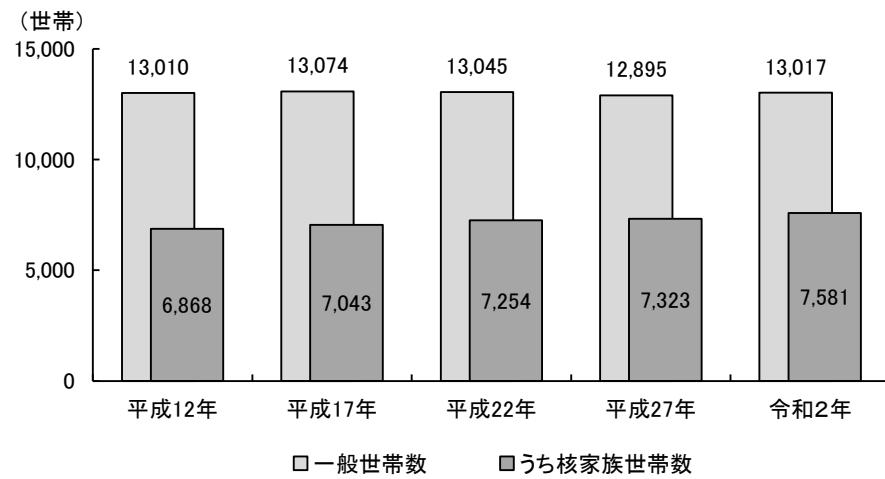
資料：国勢調査



(2) 世帯構成の推移

一般世帯数は、平成12年以降13,000世帯前後で推移しており、令和2年には13,017世帯となっています。一方、核家族世帯数は増加し続けており、令和2年には7,581世帯となっています。

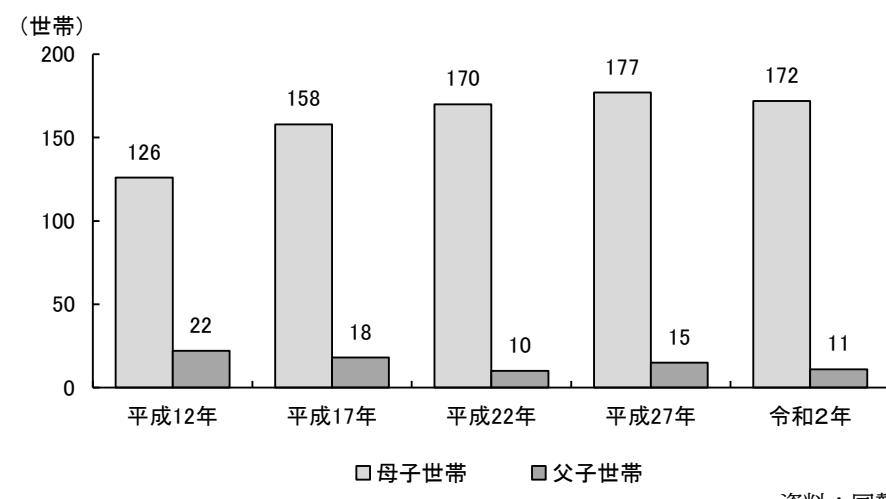
■世帯構成の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数についてみると、母子世帯数は平成12年以降増加し続けていましたが、令和2年に減少に転じ、172世帯となっています。父子世帯数は、減少傾向で推移しており、令和2年には11世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



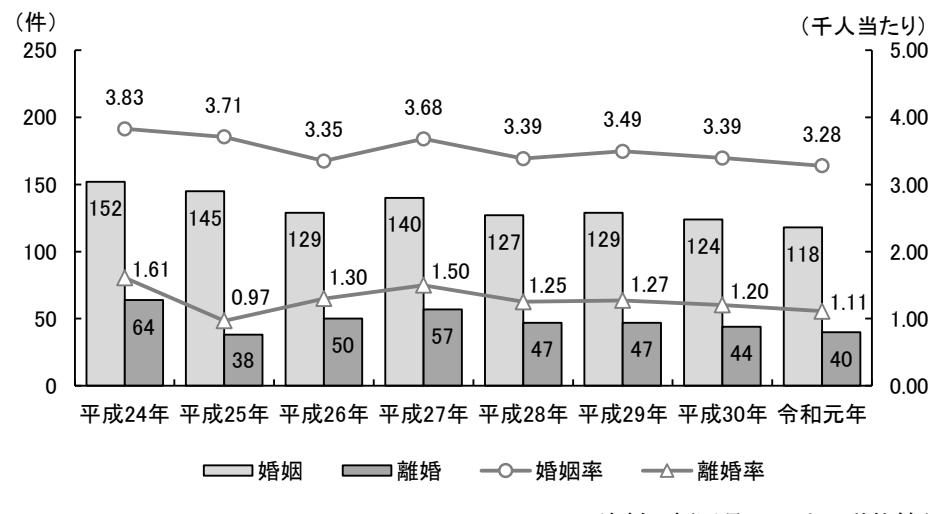
資料：国勢調査



(3) 婚姻及び出産の状況

婚姻件数は、減少傾向で推移しており、令和元年には118件となっています。離婚件数は、近年減少傾向にあり、令和元年は40件となっています。

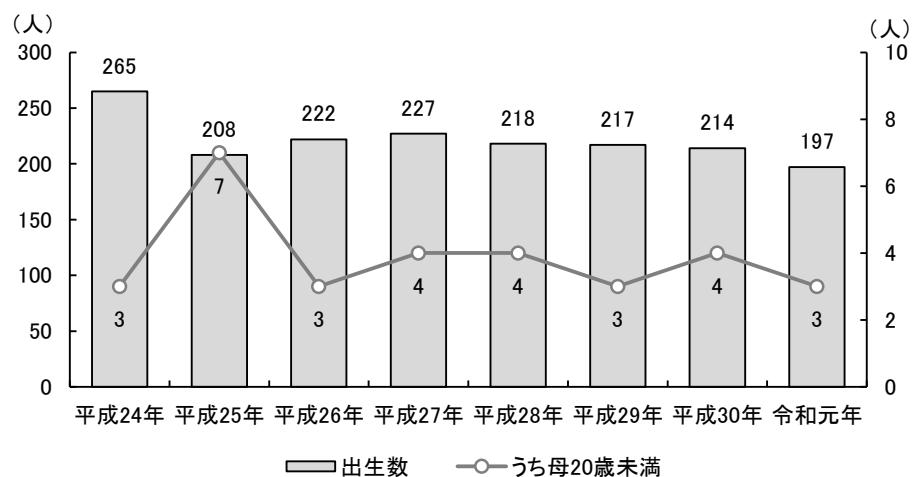
■婚姻件数及び離婚件数の推移



資料：福岡県 HP 人口動態統計

出生数は、近年減少傾向にあり、令和元年は197人となっています。若年出産については、おおむね3～4人で推移しています。

■出生の状況



資料：(出生数) 人口動態調査、(20歳未満での出産) 福岡県 HP 人口動態統計

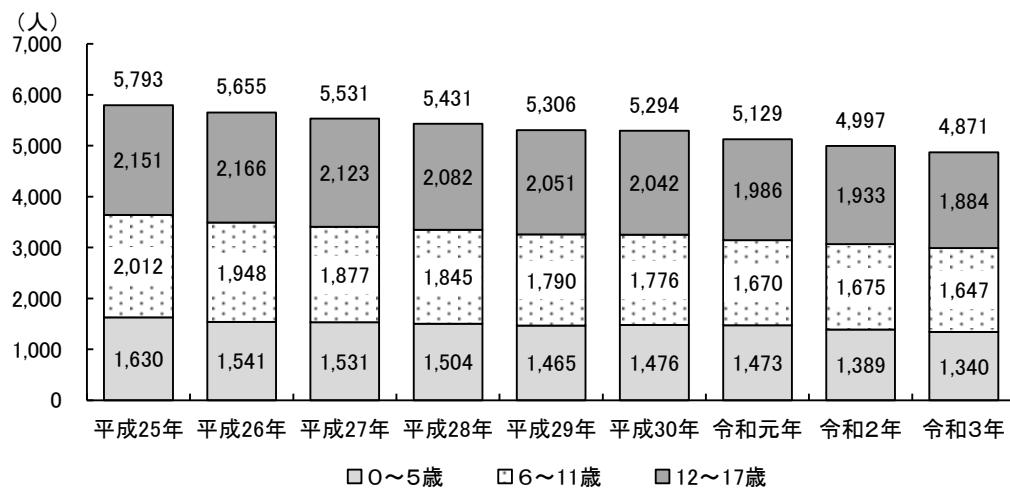


2 子どもの状況

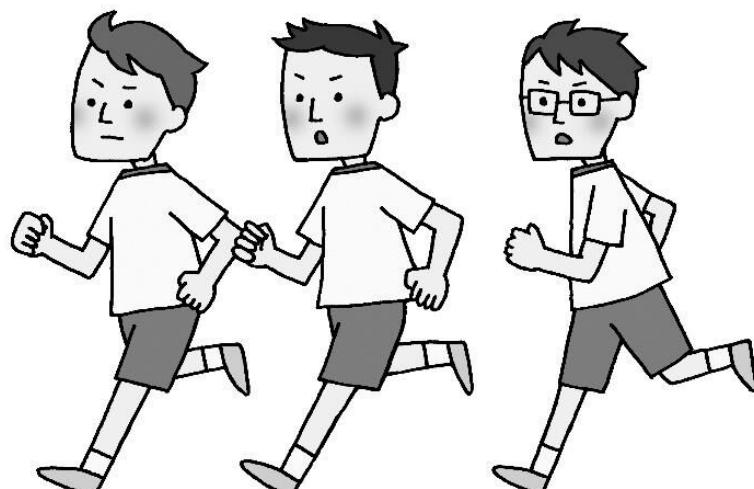
(1) 18歳未満人口の状況

18歳未満人口は、平成25年以降減少が続いている、令和3年には4,871人となっています。

■18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

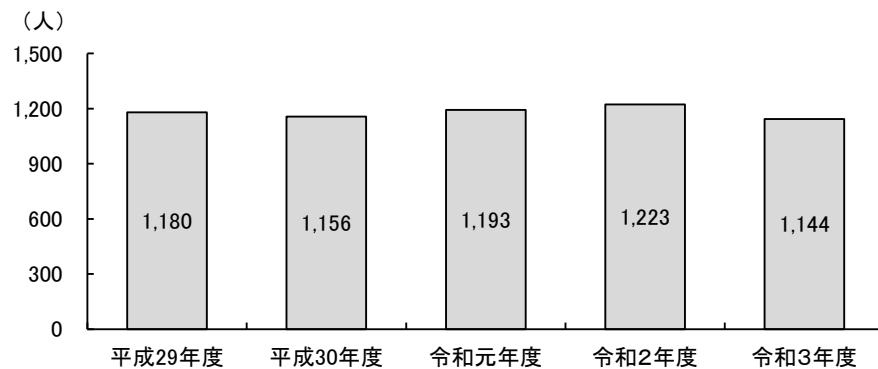




(2) 児童福祉施設及び学校の状況

保育所および認定こども園の在園児数は、増減を繰り返しており、令和3年度には1,144人となっています。

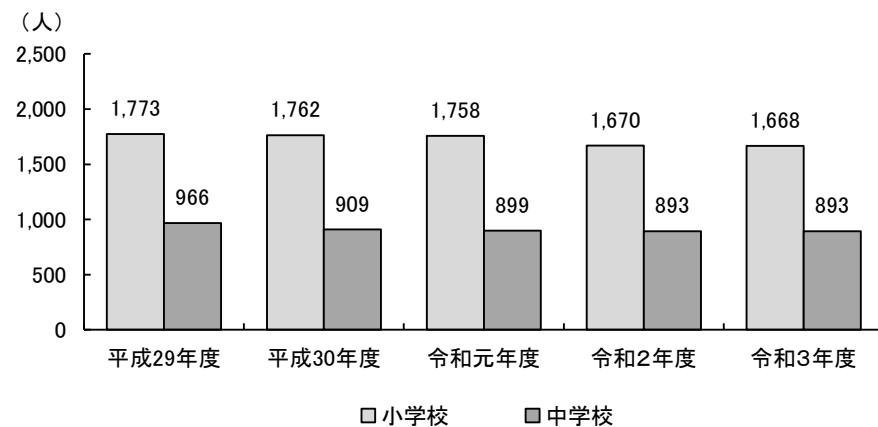
■保育所および認定こども園の在園児数の推移



資料：子ども子育て課（各年5月1日現在）

小中学校の児童生徒数は、小学校、中学校ともに減少傾向で推移しており、令和3年度にはそれぞれ1,668人、893人となっています。

■小中学校の児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）



3号認定(※)の保育料と利用者数の分布をみると、最も分布割合が高いのは「所得割額 97,000円以上 133,000円未満」、次いで「所得割額 72,800円以上 97,000円未満」となっています。

■保育料と利用者数

<3号認定>

市町村民税の課税状況等	利用者数(人)		分布割合(%)	
	全体	内減免世帯※	全体	内減免世帯※
生活保護世帯	1	0	0.3	0.0
非課税世帯	40	15	11.1	62.4
非課税世帯(所得割額非課税・均等割課税)	18	3	5.1	12.5
所得割額 48,600円未満	37	0	10.3	0.0
所得割額 48,600円以上 72,800円未満	44	3	12.3	12.5
所得割額 72,800円以上 97,000円未満	52	0	14.5	0.0
所得割額 97,000円以上 133,000円未満	63	1	17.5	4.2
所得割額 133,000円以上 169,000円未満	46	1	12.8	4.2
所得割額 169,000円以上 235,000円未満	40	1	11.1	4.2
所得割額 235,000円以上	18	0	5.0	0.0
合計	359	24	100.0	100.0

資料：子ども子育て課（令和4年5月1日現在）

※表中「減免世帯」とは、ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）がいる世帯の子どもをいう。

※保育の必要性の認定について※

● 1号認定子ども（保育の必要なし）

（幼稚園・認定こども園利用）満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号、3号認定子ども以外）

● 2号認定子ども（保育の必要あり）

（保育所・認定こども園利用）満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

● 3号認定子ども（保育の必要あり）

（保育所・認定こども園・地域型保育事業利用）満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

令和3年度のスクールソーシャルワーカーの配置人数は2人、スクールカウンセラーの配置人数は6人となっています。

■スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置人数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スクールソーシャルワーカー	1	1	1	2	2
スクールカウンセラー	4	6	6	6	6

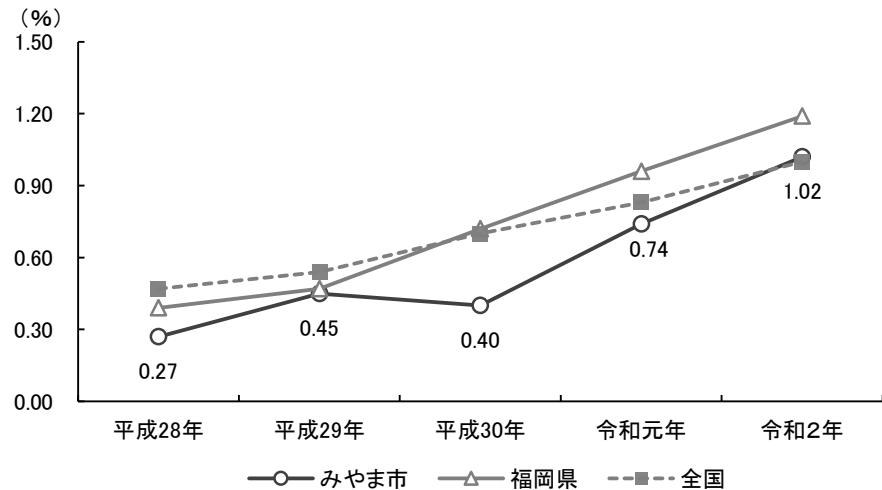
資料：学校教育課



第2章 みやま市の概況

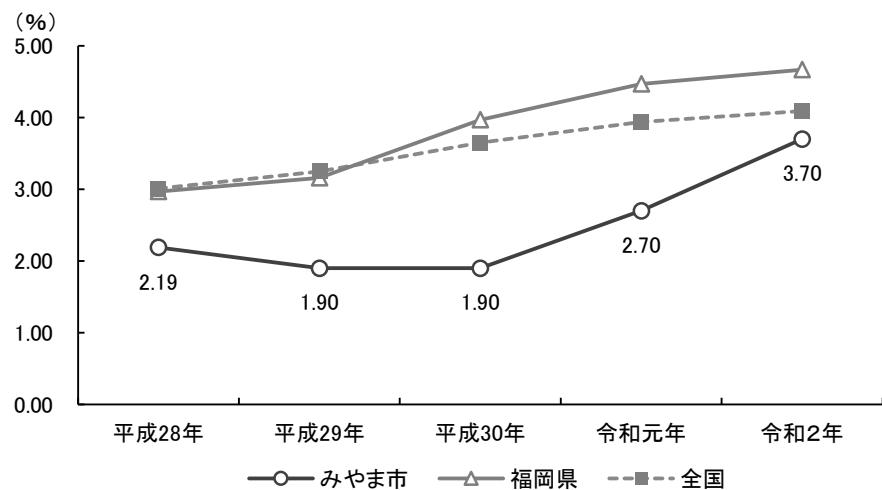
不登校の出現率についてみると、小学校、中学校とともに、国・県を下回って推移しているものの、上昇傾向にあります。

■不登校の出現率（小学校）



資料：学校教育課

■不登校の出現率（中学校）



資料：学校教育課



中学校卒業者の状況についてみると、99.0%の人が高等学校に進学しています。

■中学校卒業者の状況（令和4年3月卒業者）

単位:人

高等学校等進学者						進学者	専修学校（高等課程）	専門学校（一般課程）	設等入学者	公共職業能力開発施設等入学者	就職者（左記のものを除く）	左記以外の者	計（卒業者）
高等学校（本科）			特別支援学校 高等部										
全日制	定時制	通信制	高等専門学校	本科	別科								
288	3	11	3	3	0	0	0	0	0	1	2	311	

資料：学校教育課

家庭児童相談室への相談件数をみると、平成29年度以降、相談実件数、延件数ともに増加しています。

■家庭児童相談室への相談件数（年度別）

単位:件

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
1 養護相談	83	1,344	122	1,907	155	2,420	166	2,181	208	2,909
児童虐待相談	6	66	39	938	45	655	42	994	96	2,058
その他の相談	77	1,278	83	969	110	1,765	124	1,187	112	851
2 保健相談	16	41	26	182	14	119	19	301	6	76
3 障がい相談	25	202	46	187	61	190	74	669	86	581
肢体不自由相談	1	1	1	2	3	4	2	3	2	1
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
言語発達障がい相談	2	11	3	14	12	29	13	45	23	37
重症心身障がい者相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい相談	0	0	3	7	3	16	6	147	3	70
自閉症等相談	22	190	39	164	43	141	52	473	58	473
4 非行相談	1	8	3	41	5	28	5	10	5	58
ぐ犯行為等相談	1	8	3	41	4	20	4	9	4	47
触法行為相談	0	0	0	0	1	8	1	1	1	11
5 育成相談	39	352	111	349	93	556	130	732	151	561
性格行為相談	12	51	67	134	60	417	86	506	111	391
不登校相談	26	293	29	163	17	78	20	29	24	122
適正相談	1	8	2	8	4	5	7	10	1	1
育児・しつけ相談	0	0	13	44	12	56	17	187	15	47
6 その他相談	111	926	32	218	42	392	34	316	22	54
合計	275	2,873	340	2,884	370	3,705	428	4,209	478	4,239

資料：子ども子育て課 ※対象は18歳未満

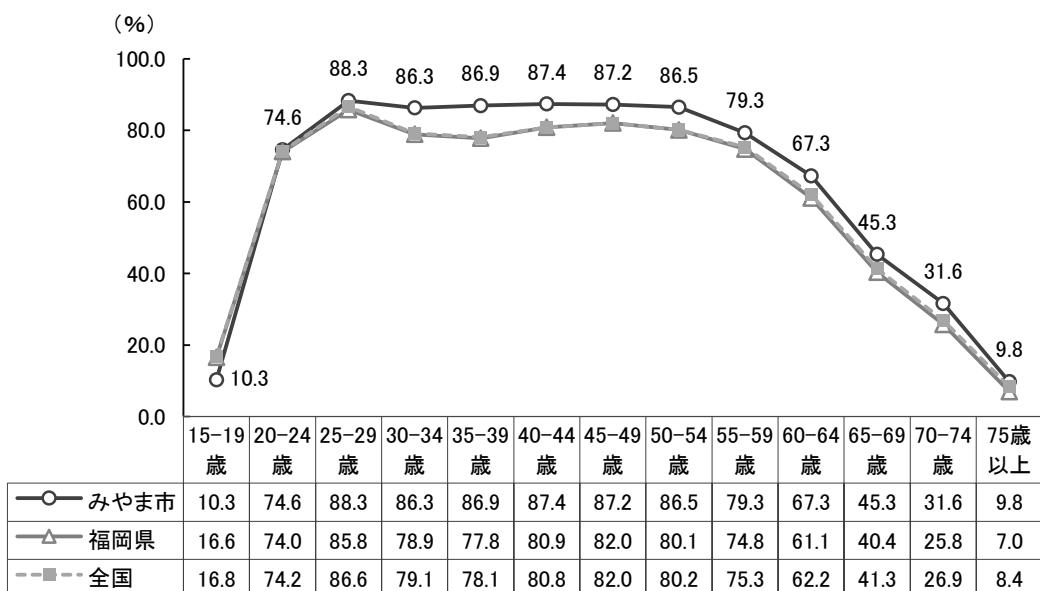


3 経済状況

(1) 就労に関する状況

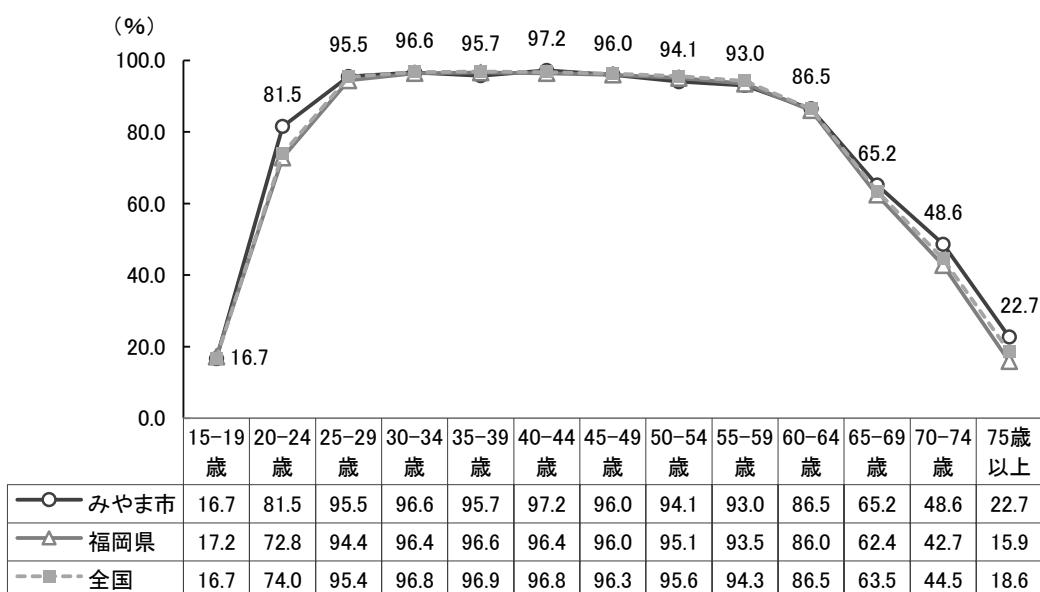
年代別労働力率についてみると、女性の労働力率は15-19歳を除き国・県より高くなっています。いわゆる“M字カーブ”は緩やかになっています。男性の労働力率は特に20-24歳、65歳以上において国・県より高くなっています。

■女性の年代別労働力率（令和2年）



資料：国勢調査

■男性の年代別労働力率（令和2年）



資料：国勢調査



(2) 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

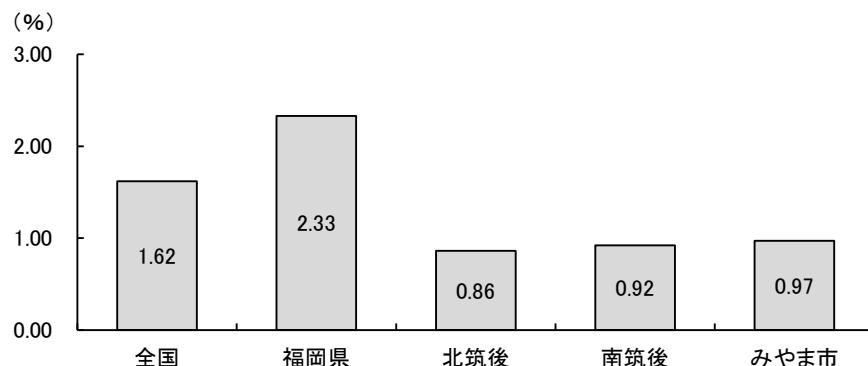
生活保護世帯の状況についてみると、世帯数、人員数ともに医療扶助が最も多く、次いで生活扶助となっています。令和4年4月の生活保護率は、全国・県よりも低く、0.97%となっています。

■生活保護世帯の状況

	総数	保護の種類					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
世帯数(世帯)	264	208	147	10	55	244	69
人員(人)	347	279	198	15	56	309	81

資料：生活保護速報（令和4年4月分）

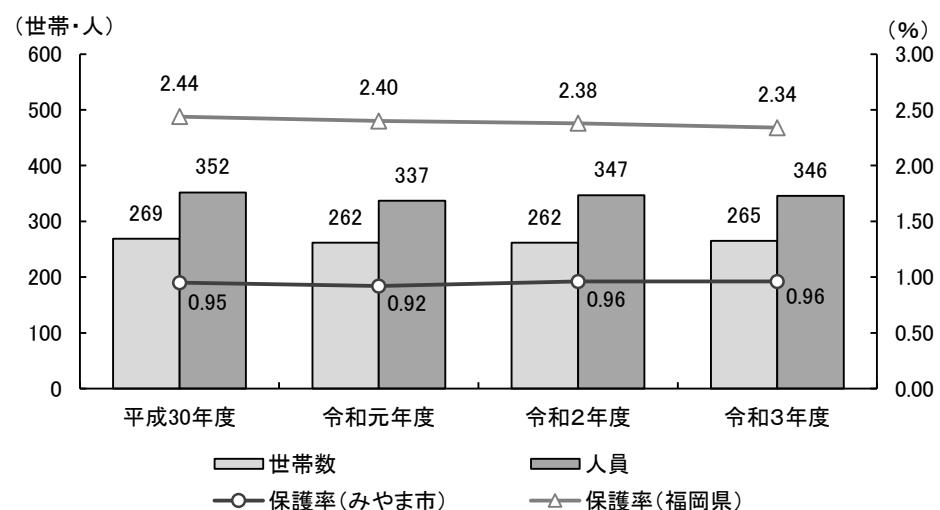
■生活保護率の比較



資料：生活保護速報（令和4年4月分）

平成30年度以降、生活保護世帯数、保護率ともにほぼ横ばいで推移しています。

■生活保護世帯数と保護率の推移



資料：生活保護速報（各年度末現在）



第2章 みやま市の概況

児童扶養手当受給対象世帯の状況についてみると、離婚が事由となる母子世帯が多くなっています。また、受給世帯数は、減少傾向で推移しています。

■児童扶養手当受給対象世帯の状況

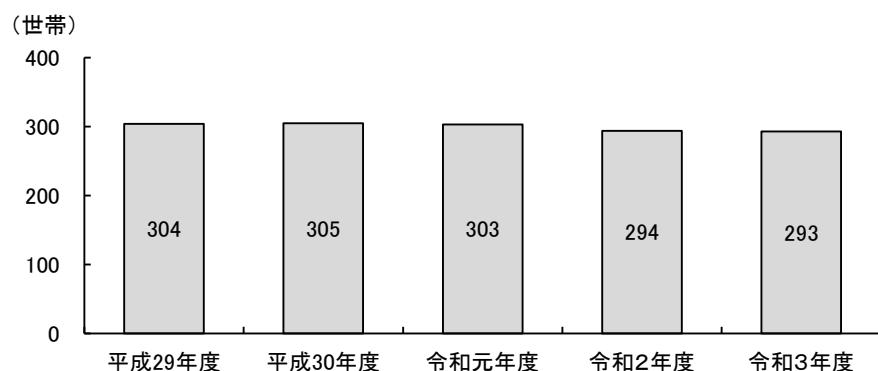
単位:世帯

	計	離婚	死別	未婚	障がい	その他
母子世帯	278	235	2	39	2	0
父子世帯	14	13	0	0	1	0
養育者世帯※	1	1	0	0	0	0
受給世帯総数	293					

資料:子ども子育て課(令和4年3月末)

※表中「養育者世帯」とは、児童を父母以外の養育者（祖父母等）が養育している世帯のこと。

■児童扶養手当受給世帯数の推移



資料:子ども子育て課(各年3月末現在)



要保護・準要保護児童生徒数についてみると、小学校においては平成29年度から令和元年度にかけて増加していましたが、令和2年度に減少に転じ、令和3年度は147人となっています。しかしながら、中学校では、平成29年度以降増加傾向で推移しており、令和3年度は104人となっており、割合についても、年々上昇しています。

■要保護・準要保護児童生徒数の推移

【小学校】

単位:世帯

	児童数	要保護	準要保護	計	割合(%)
平成29年度	1,769	3	131	134	7.6
平成30年度	1,770	1	142	143	8.1
令和元年度	1,742	3	158	161	9.2
令和2年度	1,669	2	147	149	8.9
令和3年度	1,665	2	145	147	8.8

【中学校】

単位:世帯

	生徒数	要保護	準要保護	計	割合(%)
平成29年度	969	2	75	77	7.9
平成30年度	969	1	76	77	7.9
令和元年度	901	3	78	81	9.0
令和2年度	891	2	90	92	10.3
令和3年度	891	3	101	104	11.7

【小・中合計】

単位:世帯

	児童生徒数	要保護	準要保護	計	割合(%)
平成29年度	2,738	5	206	211	7.7
平成30年度	2,739	2	218	220	8.0
令和元年度	2,643	6	236	242	9.2
令和2年度	2,560	4	237	241	9.4
令和3年度	2,556	5	246	251	9.8

資料:教育総務課(各年度末現在)



4 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

◇調査対象者：みやま市内の小学校4年から中学校3年までの児童生徒とその保護者

◇調査期間：令和4年10月6日（木）～10月24日（月）

◇調査方法：学校を通じて配布・WEBでの回答

■調査票の配布・回収数

種別	配布数	総回収数	回収率	親子でIDが一致した有効回収数
保護者	1,693件	538件	31.8%	353件
小学生・中学生	1,693件	442件	26.1%	373件

■有効回収数について（詳細）

	回収数	有効回収数
保護者の有効回答（計）	353件	373件
うち子が1人	334件	334件
うち子が2人	18件	36件
うち子が3人	1件	3件

総回収数と有効回収数の違いについて

本調査の性質上、「親子でIDが一致した（親子共に回収でき、親子関係が確認できた）」回答しか、有効回収として扱うことができません。そのため、有効回収数は総回収数より少なくなっています。

調査分析における生活困窮世帯の定義

①本調査においては、「世帯年収（問27）についての質問の回答」を表1の「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」に当てはめ、該当する層を生活困窮世帯としています。

②ただし、世帯年収についての回答がない票については、「はく奪指標」である「食料が買えない、または公共料金が支払えないことがあったか」（問29）のどちらかで「よくあった」「ときどきあった」と回答した票についても、生活困窮世帯としています。

①と②の両方に保護者が無回答だった場合、生活困窮世帯・非生活困窮世帯の判定が不能になります。今回の調査においては、判定不能の世帯が42件あり、その42件については集計より除外しています。よって、今回の集計対象者の総数は、331件になります。

今回の定義は本市の生活困窮世帯の実態を把握するための便宜上のものであり、本市の貧困層の割合を示したものではありません。



問27 上記で答えていただいた、世帯全体の1年間の収入（税金等を差し引いた手取り金額）を合計した総額を教えてください。（1つに○）

1	50万円未満	9	400～450万円未満
2	50～100万円未満	10	450～500万円未満
3	100～150万円未満	11	500～600万円未満
4	150～200万円未満	12	600～700万円未満
5	200～250万円未満	13	700～800万円未満
6	250～300万円未満	14	800～1,000万円未満
7	300～350万円未満	15	1,000万円以上
8	350～400万円未満	16	わからない

表1 世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分

世帯人員	相対的貧困線	係数	対応する世帯収入	相対的貧困世帯となる区分
2人	180万円	1.13	203万円	200万円未満
3人	220万円	1.17	257万円	250万円未満
4人	254万円	1.17	297万円	300万円未満
5人	284万円	1.17	332万円	350万円未満
6人	311万円	1.17	364万円	350万円未満
7人	336万円	1.22	408万円	400万円未満
8人	359万円	1.22	436万円	450万円未満
9人	381万円	1.22	463万円	450万円未満
10人	402万円	1.22	488万円	500万円未満

※「相対的貧困線」は令和元年国民生活基礎調査における、貧困線にあたる等価可処分所得金額が127万円であることから、その金額に世帯人員の正の平方根を乗じて算出。「係数」は令和元年国民生活基礎調査結果（調査された所得は平成30年間のもの）より作成。「相対的貧困線」は手取り収入（可処分所得）に基づく基準であり、「対応する世帯収入」は貧困線に可処分所得と税込み収入の比率である係数を乗じて算出した税込み収入でみた貧困線、「相対的貧困世帯となる区分」は本調査で尋ねた世帯全員の税込み収入の区分。

問29 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないこと・控えたことがありますか。（それぞれ、1つに○）

	よくあった	ときどきあった	なかった
①家族が必要とする食料 (嗜好品は含みません)	1	2	3
④電気やガスなど公共料金	1	2	3

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

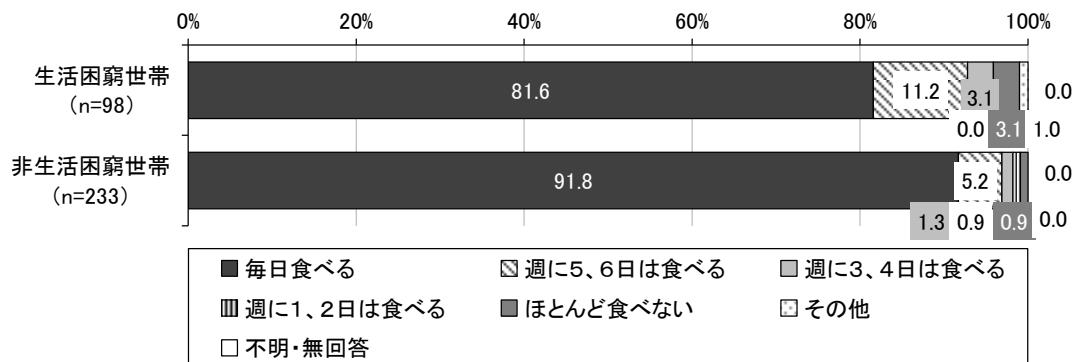


(2) 調査結果

① 保護者調査

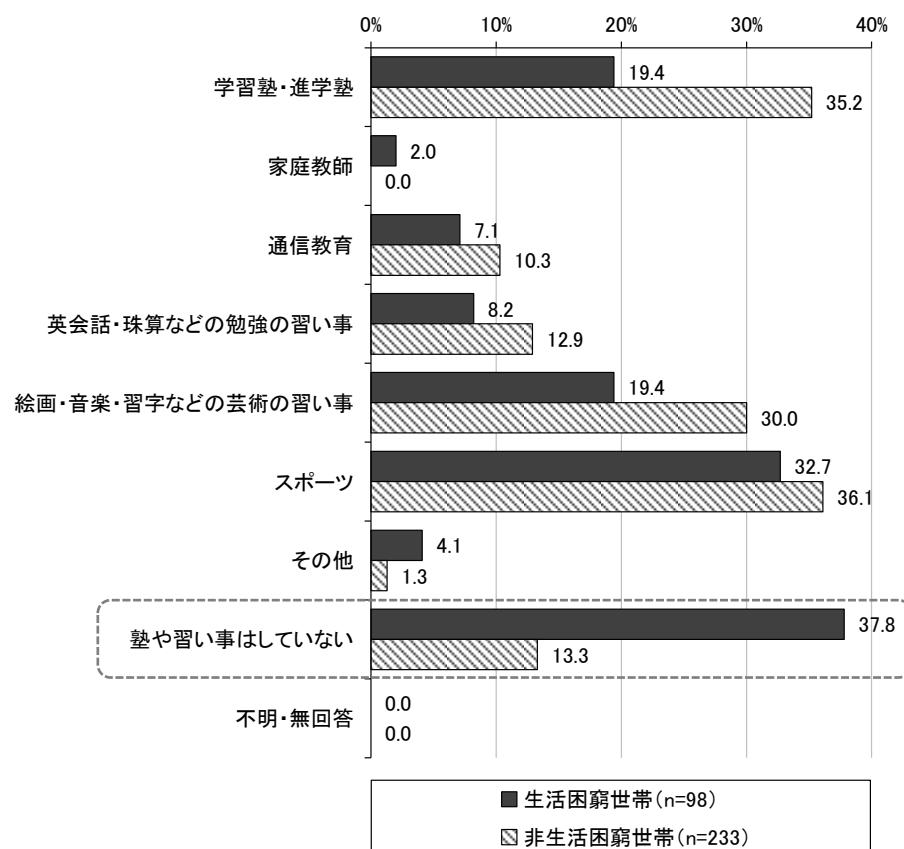
●お子さんは、1週間に朝ごはんをどれくらい食べていますか。<単数回答>

生活困窮世帯では「毎日食べる」が81.6%と、非生活困窮世帯の91.8%と比較して10.2ポイント低くなっています。



●お子さんは、現在、有料の塾に行ったり、習い事をしていますか。<複数回答>

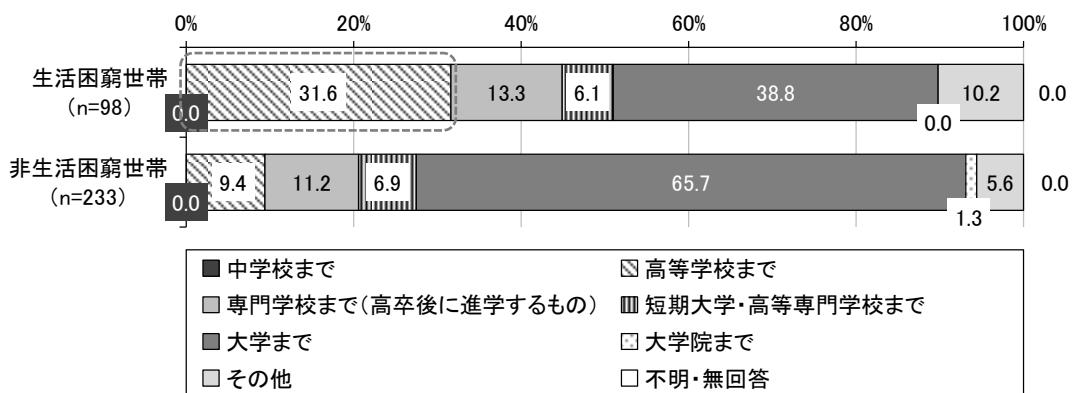
生活困窮世帯では「塾や習い事はしていない」が最も高く、非生活困窮世帯と比較して24.5ポイント高くなっています。





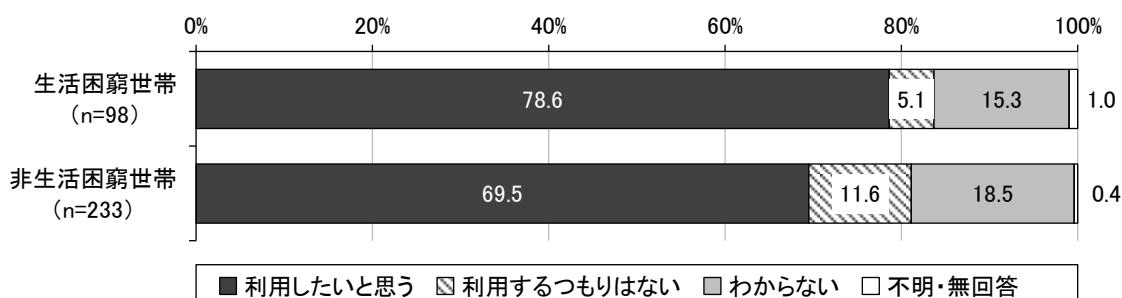
●お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいですか。<単数回答>

生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「大学まで」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して26.9ポイント低くなっています。また、生活困窮世帯では「高等学校まで」が非生活困窮世帯と比較して高く、3割台となっています。



●お子さんについて、無料の学習支援制度（学習の手助けなど）があった場合、利用したいと思いますか。<単数回答>

生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「利用したいと思う」が最も高くなっています。

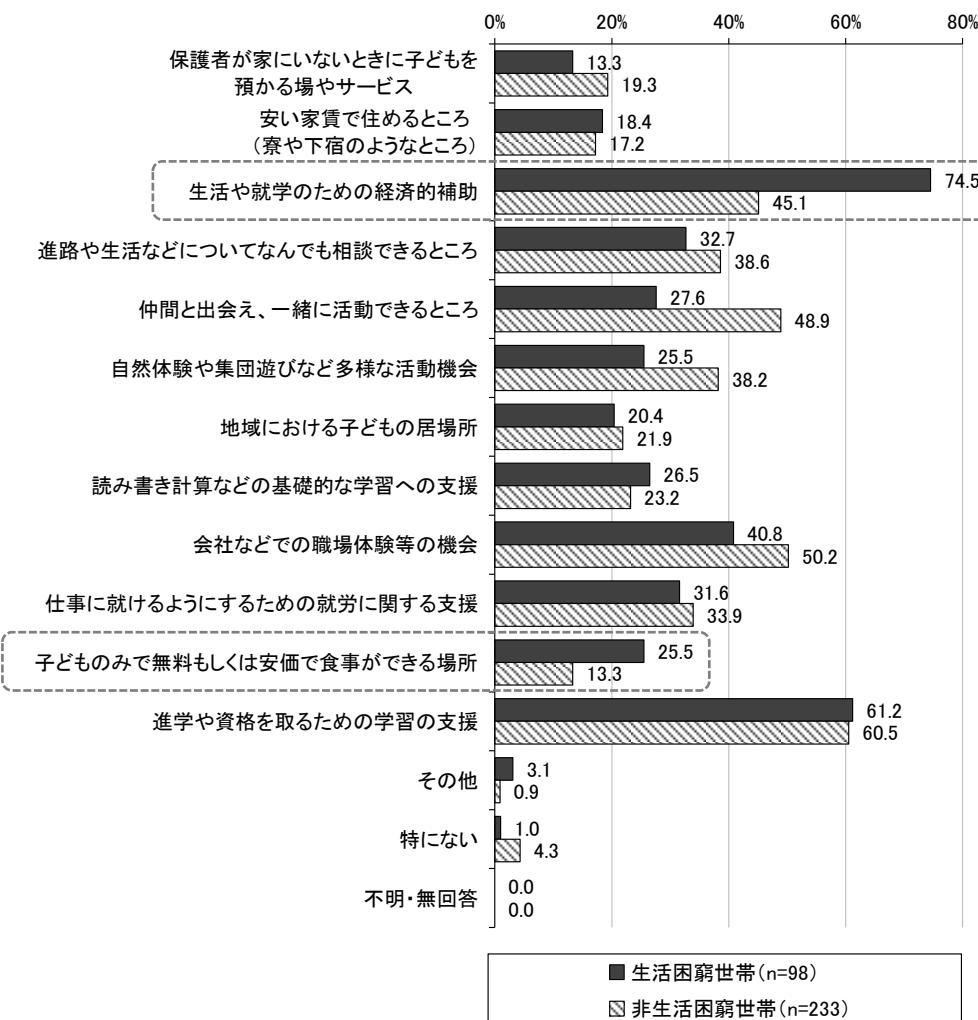




第2章 みやま市の概況

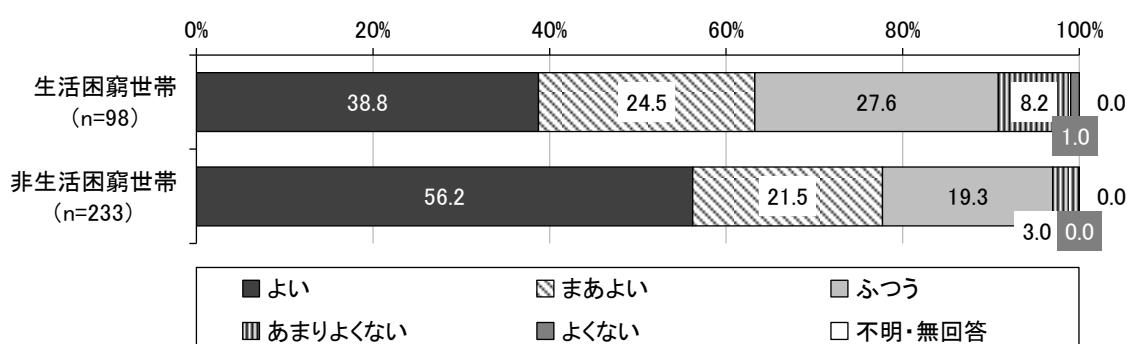
●お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があればよいと思いますか。 <複数回答>

生活困窮世帯では「生活や就学のための経済的補助」「子どものみで無料もしくは安価で食事ができる場所」が非生活困窮世帯と比較して特に高くなっています。



●あなたの現在の健康状態は、いかがですか。<単数回答>

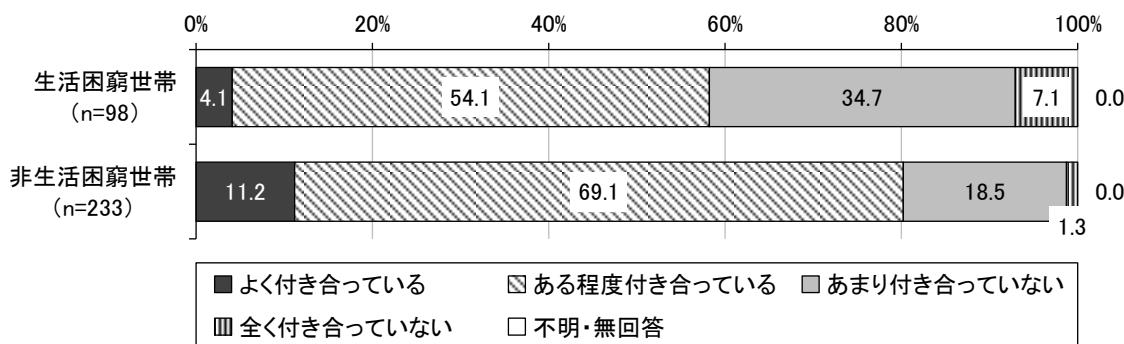
生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「よい」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して 17.4 ポイント低くなっています。





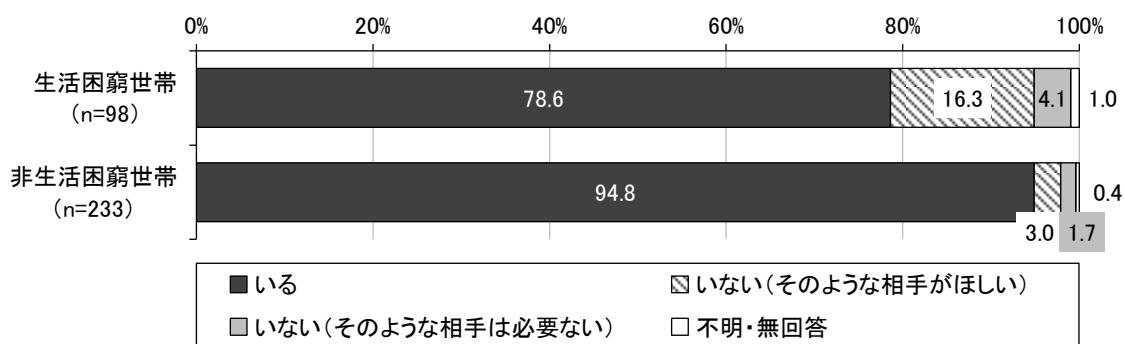
●あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。<単数回答>

生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「ある程度付き合っている」が最も高くなっています。また、生活困窮世帯では「あまり付き合っていない」が非生活困窮世帯と比較して高くなっています。



●あなたには、現在心おきなく相談できる相手や必要なときに頼れる相手がいますか。<単数回答>

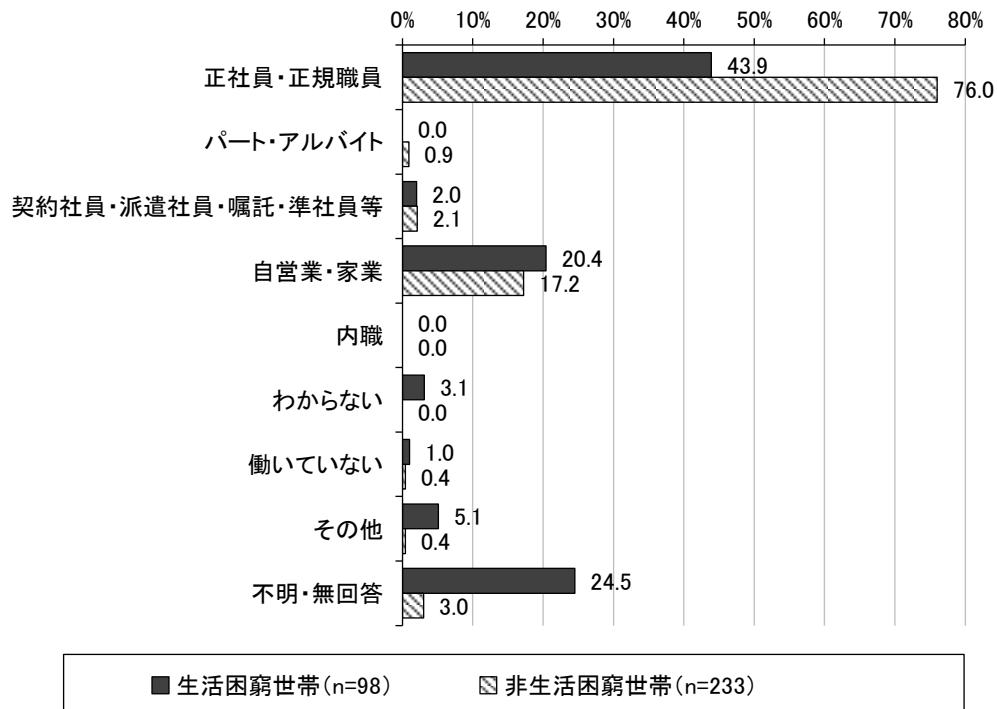
生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「いる」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して 16.2 ポイント低くなっています。



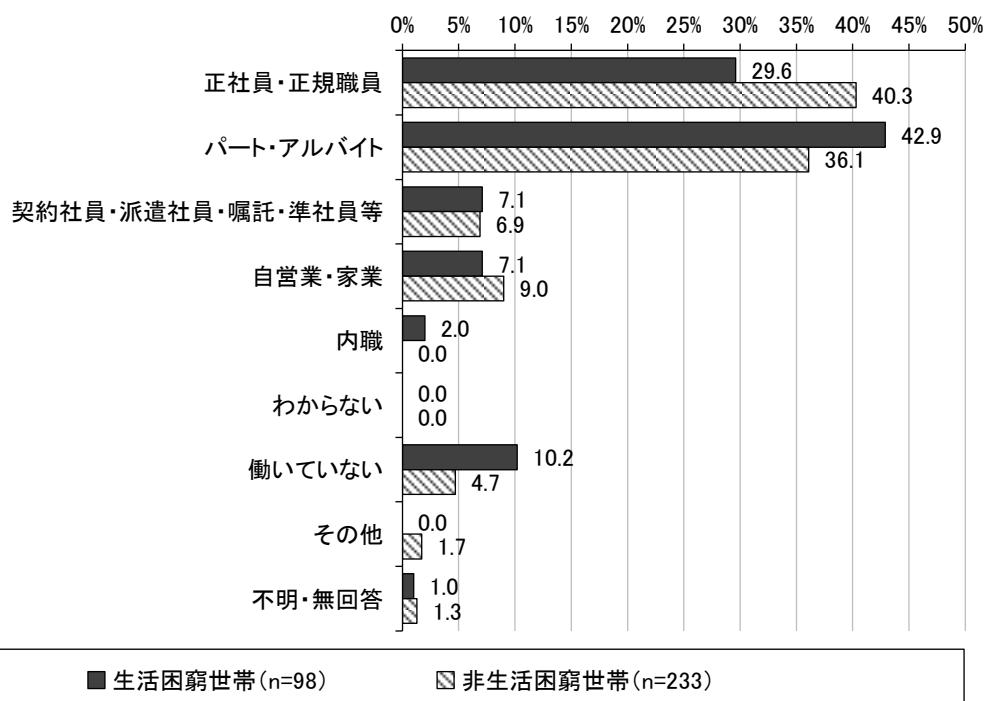


●保護者の方のお仕事について、お答えください。<単数回答>

父親の職業について、生活困窮世帯、非生活困窮世帯ともに「正社員・正規職員」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して32.1ポイント低くなっています。



母親の職業について、生活困窮世帯では「パート・アルバイト」、非生活困窮世帯では「正社員・正規職員」が最も高くなっています。次いで、生活困窮世帯では「正社員・正規職員」、非生活困窮世帯では「パート・アルバイト」となっています。

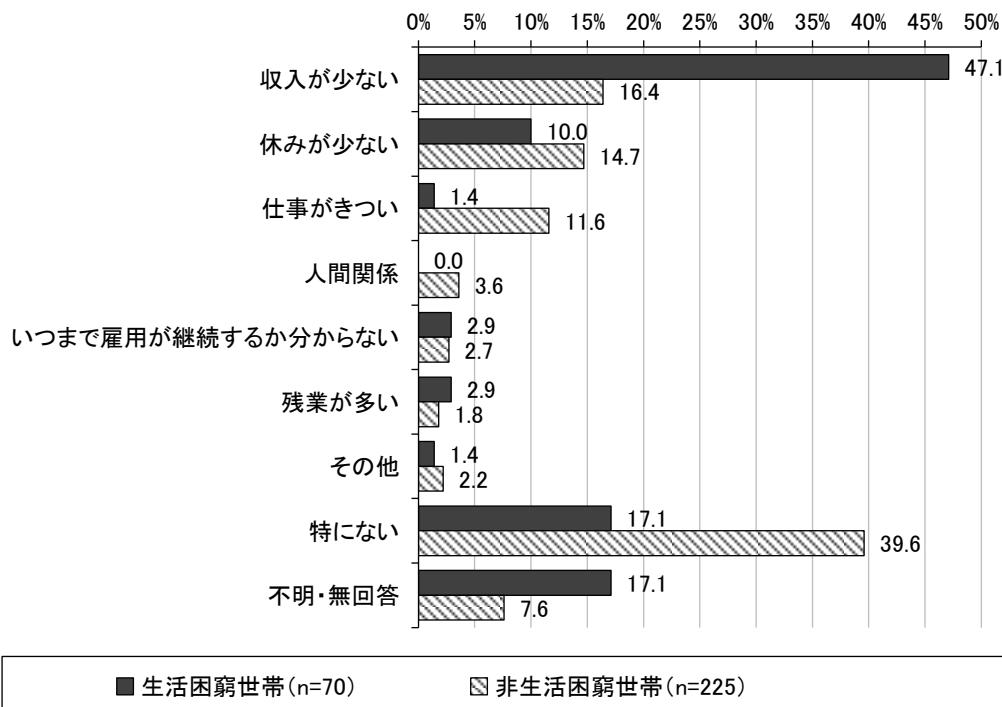




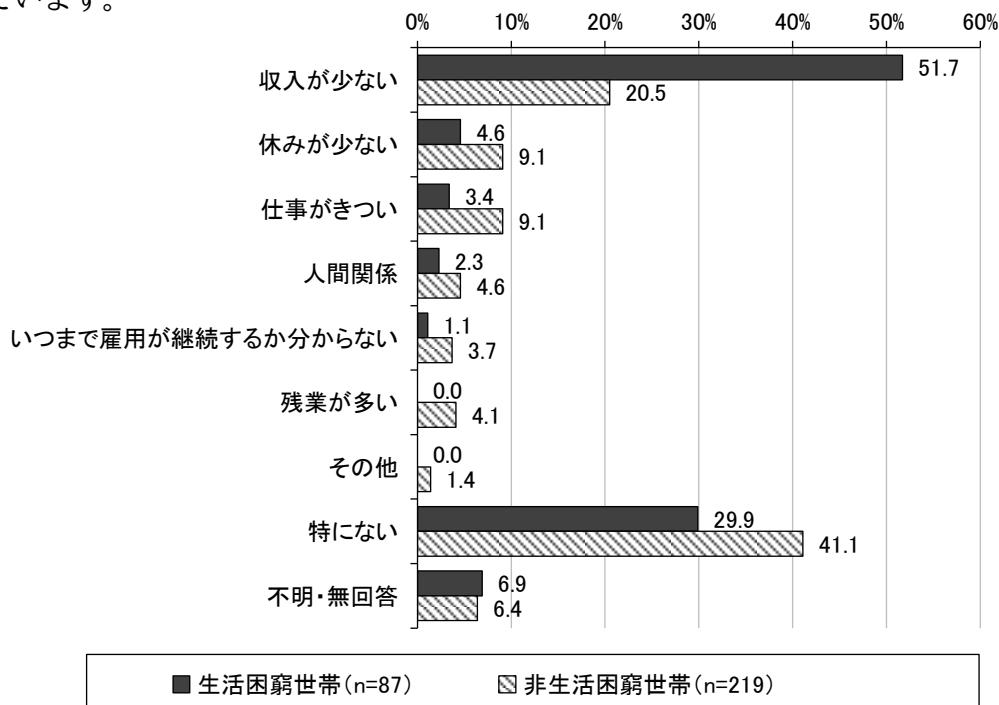
現在就労している方にお伺いします。

●現在、働いている中で悩みはありますか。<複数回答>

父親の悩みについて、生活困窮世帯では「収入が少ない」が最も高く、非生活困窮世帯と比較して30.7ポイント高くなっています。また、非生活困窮世帯では「特にない」が最も高くなっています。



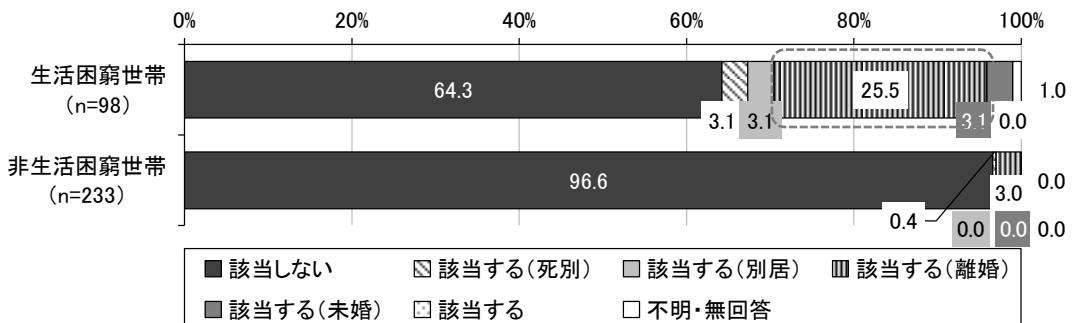
母親の悩みについて、生活困窮世帯では「収入が少ない」が最も高く、非生活困窮世帯と比較して31.2ポイント高くなっています。また、非生活困窮世帯では「特にない」が最も高くなっています。





●あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。<単数回答>

生活困窮世帯では『該当する』のいずれかを回答した人の割合が34.8%となっており、特に「該当する（離婚）」では25.5%と、非生活困窮世帯と比較して22.5ポイント高くなっています。

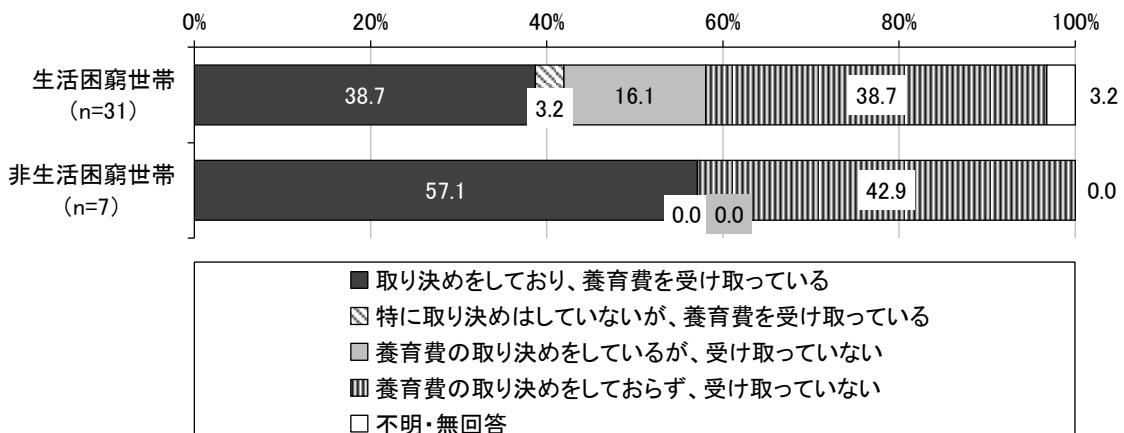


別居・離婚・未婚等の理由によりひとり親に該当する方にお伺いします。（死別や単身赴任は除く）

●相手方とお子さんの養育費の取り決めをしていますか。また、養育費を現在受け取っていますか。<単数回答>

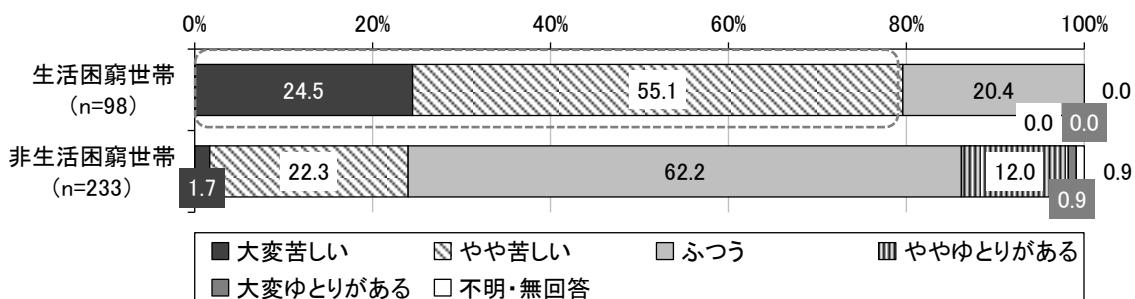
生活困窮世帯では『受け取っている』のいずれかを回答した人の割合が41.9%となっており、非生活困窮世帯と比較して15.2ポイント低くなっています。

また、生活困窮世帯では『受け取っていない』のいずれかを回答した人の割合が合わせて5割台半ばとなっています。



●現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。<単数回答>

生活困窮世帯では『苦しい』（「大変苦しい」「やや苦しい」の合算）が約8割となっています。また、非生活困窮世帯では「ふつう」が最も高く、6割台となっています。

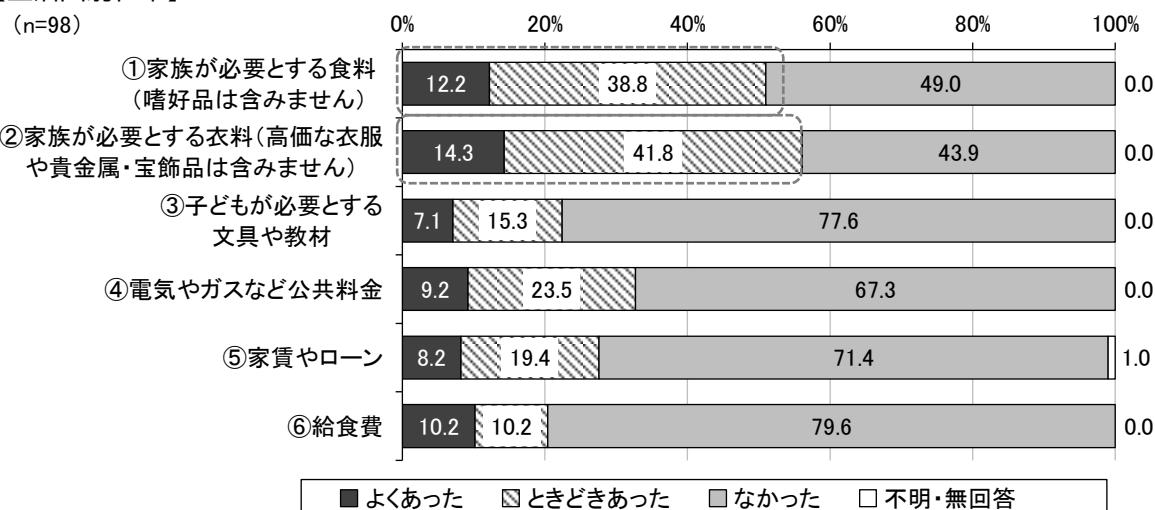




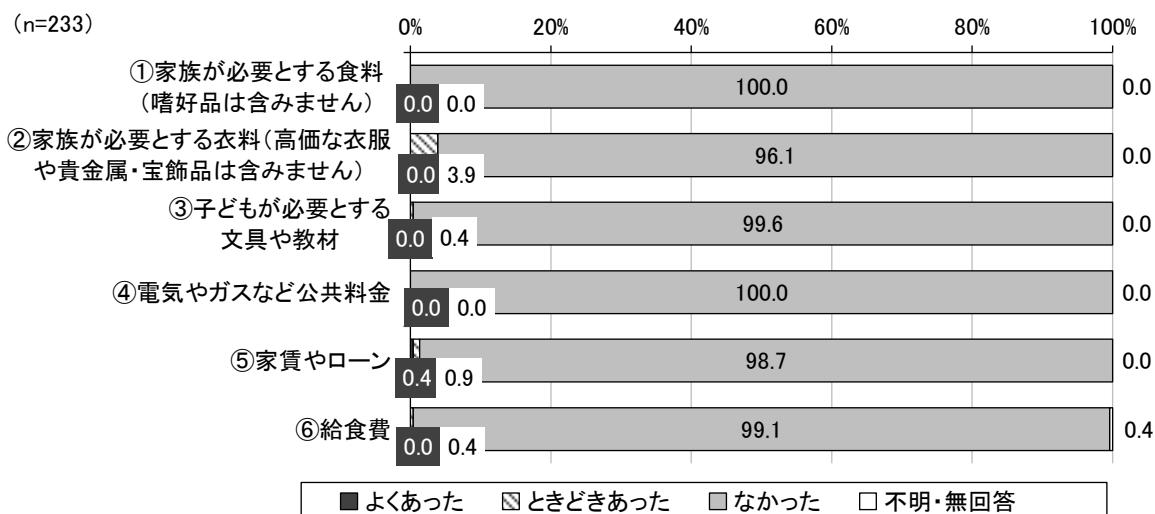
●あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないこと・控えたことがありますか。<単数回答>

生活困窮世帯では【①家族が必要とする食料（嗜好品は含みません）】【②家族が必要とする衣料（高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません）】で『あった』（「よくあった」「ときどきあった」の合算）が他の項目と比較して高くなっています。また、非生活困窮世帯ではすべての項目で「なかった」が最も高く、9割を超えていました。

【生活困窮世帯】



【非生活困窮世帯】

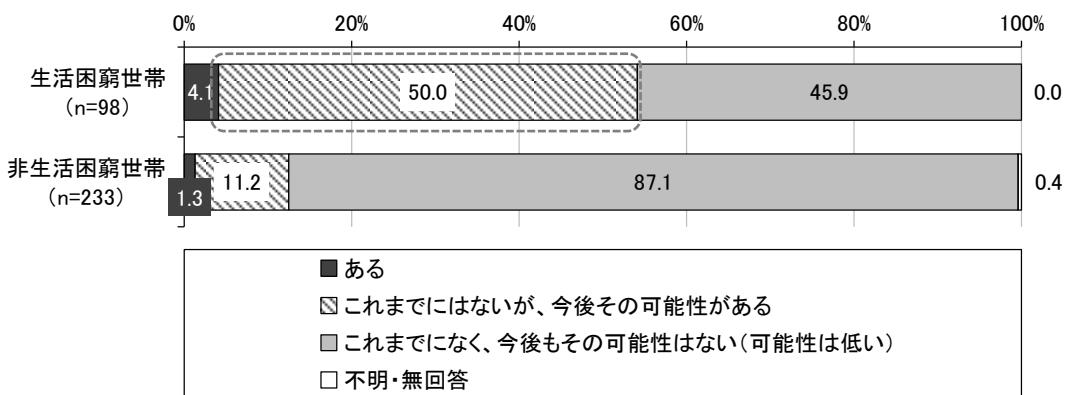




第2章 みやま市の概況

- あなたの世帯では、経済的な理由により、これまでに子ども（アンケートの対象以外の子どもも含む）に進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことはありますか。<単数回答>

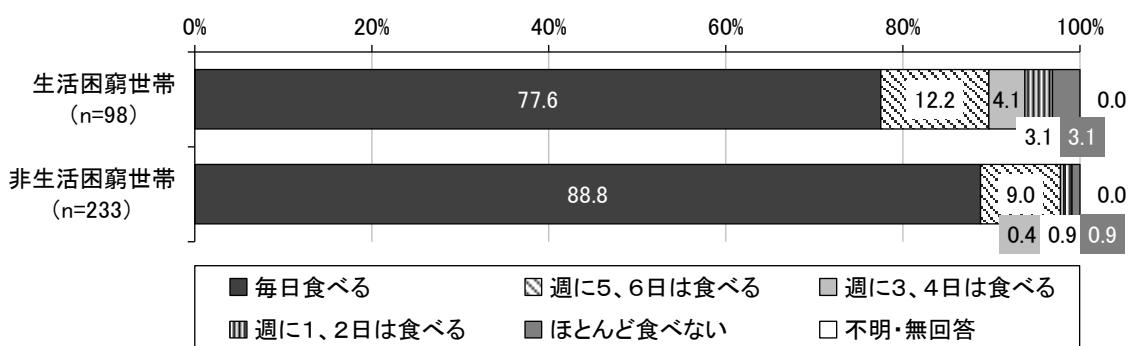
生活困窮世帯では「これまでにはないが、今後その可能性がある」が最も高く、5割となっています。



② 小学生・中学生調査

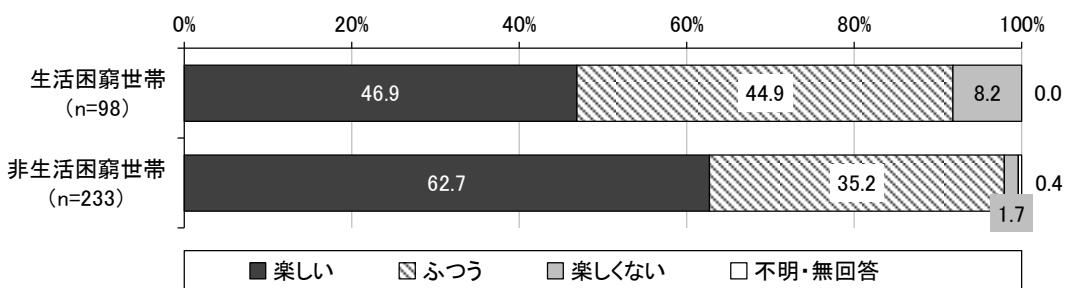
- あなたは朝ごはんをいつも食べていますか。<単数回答>

生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「毎日食べる」が最も高く、生活困窮世帯では約8割、非生活困窮世帯で約9割となっています。



- 学校は楽しいですか。<単数回答>

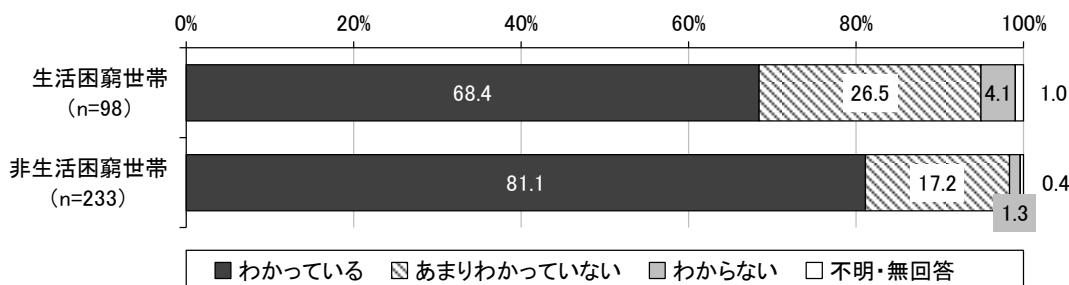
生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「楽しい」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して15.8ポイント低くなっています。





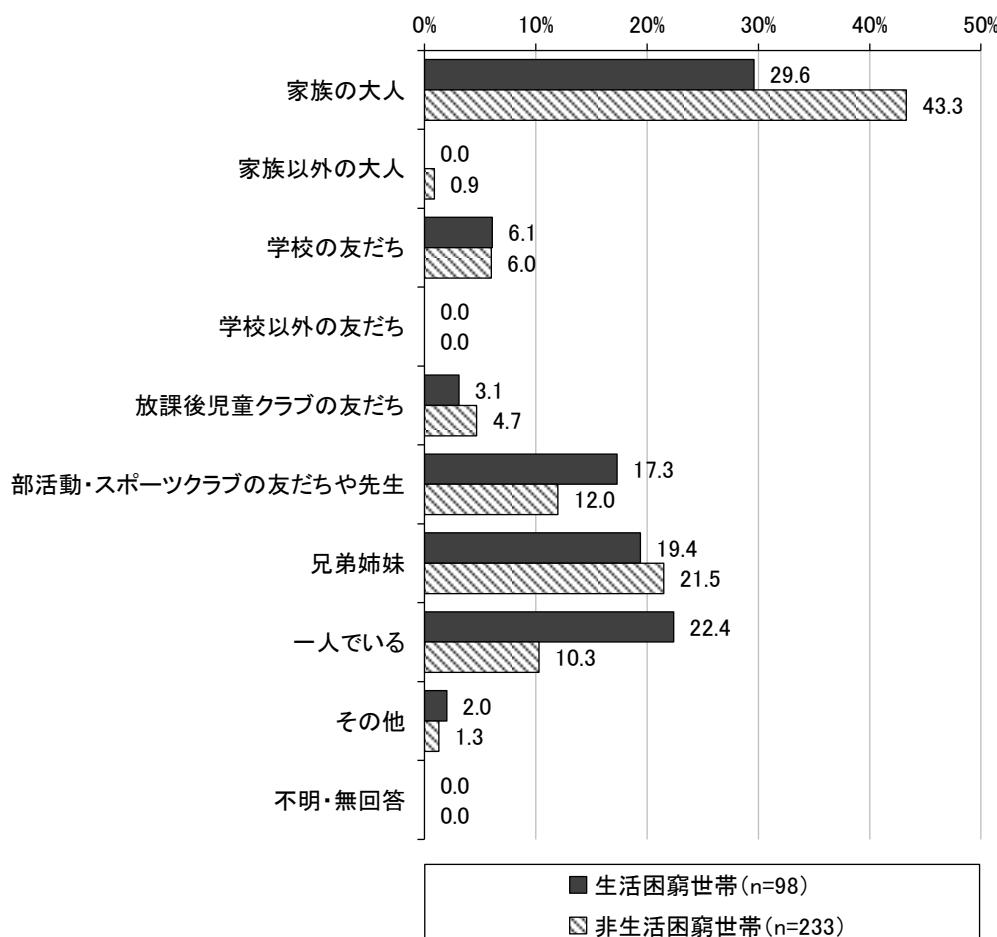
●学校のじゅ業はわかりますか。<単数回答>

生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「わかっている」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して 12.7 ポイント低くなっています。



●あなたはじゅ業が終わってから夕食まで、だれとすごすことが一番多いですか。<単数回答>

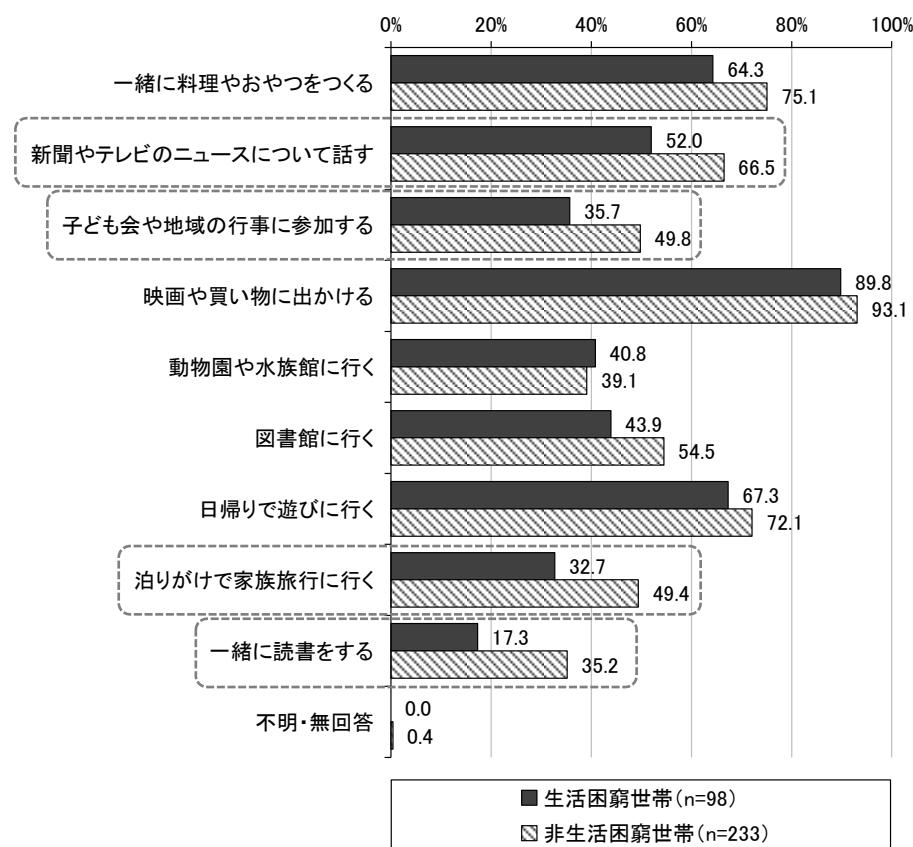
生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「家族の大人」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して 13.7 ポイント低くなっています。また、生活困窮世帯では「一人でいる」が非生活困窮世帯と比較して高くなっています。





●あなたの家族では、かこ1年間に次のようなことをしましたか。<複数回答>

生活困窮世帯では「新聞やテレビのニュースについて話す」「子ども会や地域の行事に参加する」「泊りがけで家族旅行に行く」「一緒に読書をする」で非生活困窮世帯と比較して特に差がみられます。

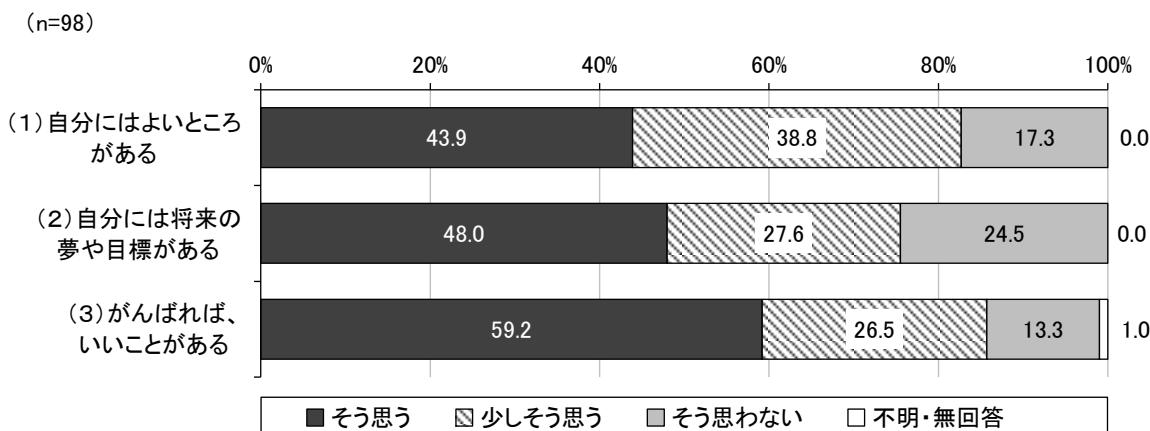




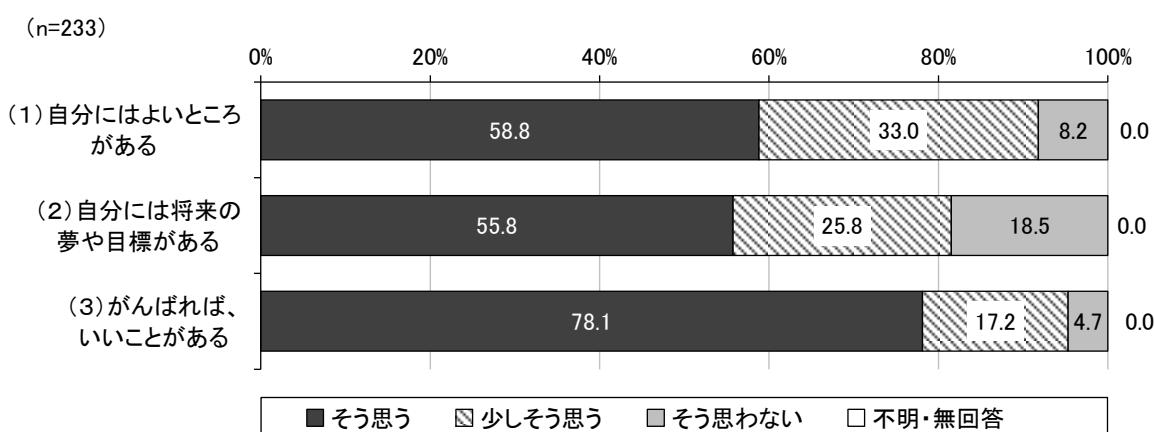
●あなたは、自分のことについて、どう思いますか。<単数回答>

生活困窮世帯では、どの項目においても「そう思う」が非生活困窮世帯と比較して低い傾向にあり、特に [(3) がんばれば、いいことがある] で差がみられます。

【生活困窮世帯】



【非生活困窮世帯】

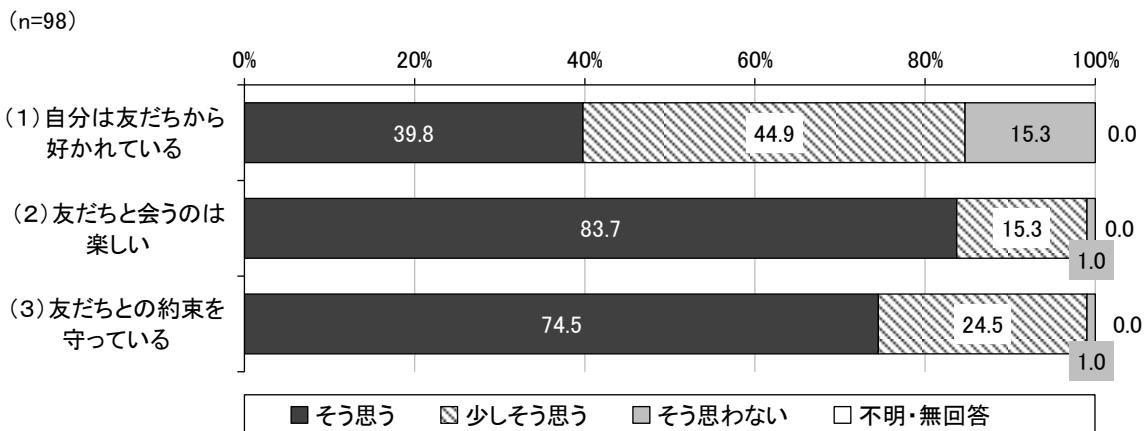




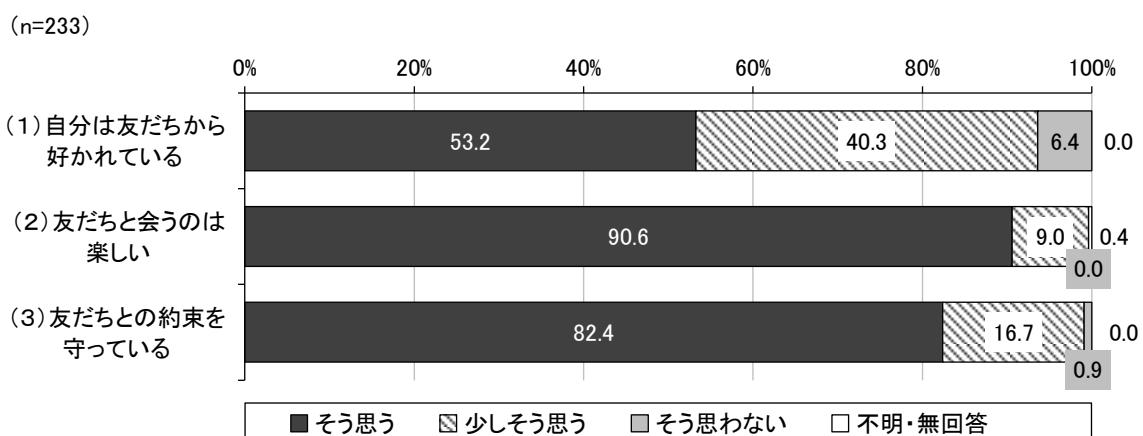
●あなたは、自分と友だちとのことについて、どう思いますか。<単数回答>

生活困窮世帯では、どの項目においても「そう思う」が非生活困窮世帯と比較して低い傾向にあります。

【生活困窮世帯】

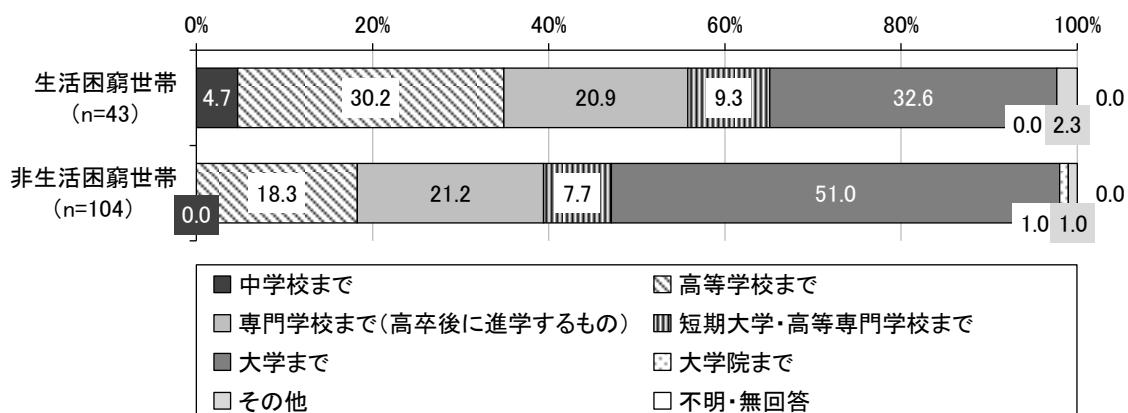


【非生活困窮世帯】



●あなたは、将来どの学校まで進学したいと思いますか。<単数回答>

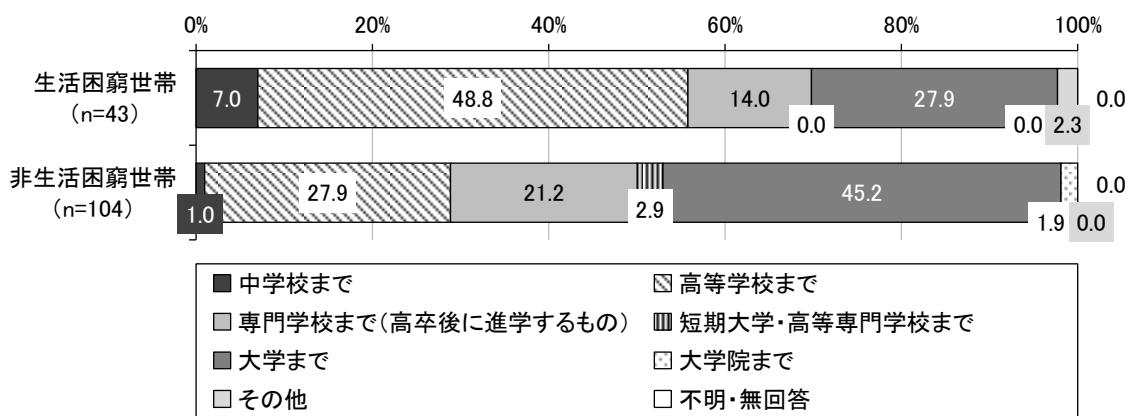
生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「大学まで」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では非生活困窮世帯と比較して 18.4 ポイント低くなっています。また、生活困窮世帯では「高等学校まで」が非生活困窮世帯と比較して高くなっています。





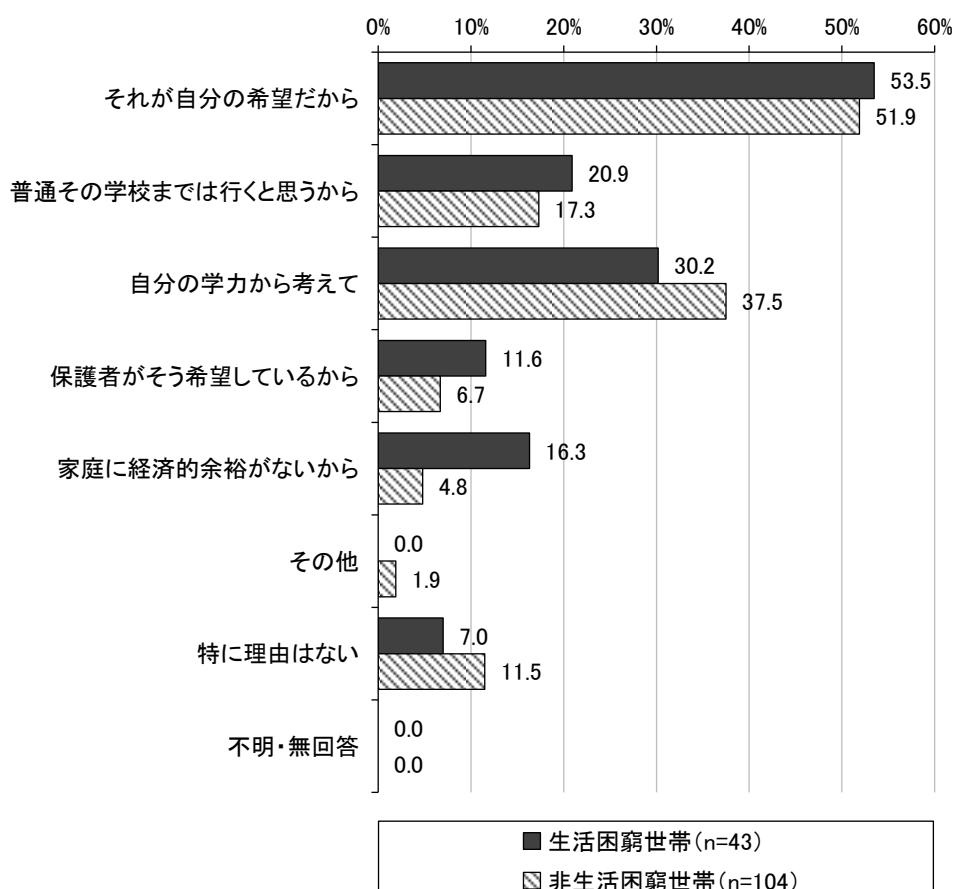
●あなたは、現実的には、どの学校まで進学することができると思いますか。<単数回答>

生活困窮世帯では「高等学校まで」が最も高く、約5割となっています。また、非生活困窮世帯では「大学まで」が最も高く、4割台半ばとなっています。



●あなたがそのように（前の設問のように）考える理由は何ですか。<複数回答>

生活困窮世帯、非生活困窮世帯とともに「それが自分の希望だから」が最も高く、次いで「自分の学力から考えて」となっています。また、生活困窮世帯では「家庭に経済的余裕がないから」が非生活困窮世帯と比較して高くなっています。





5 関係機関調査結果

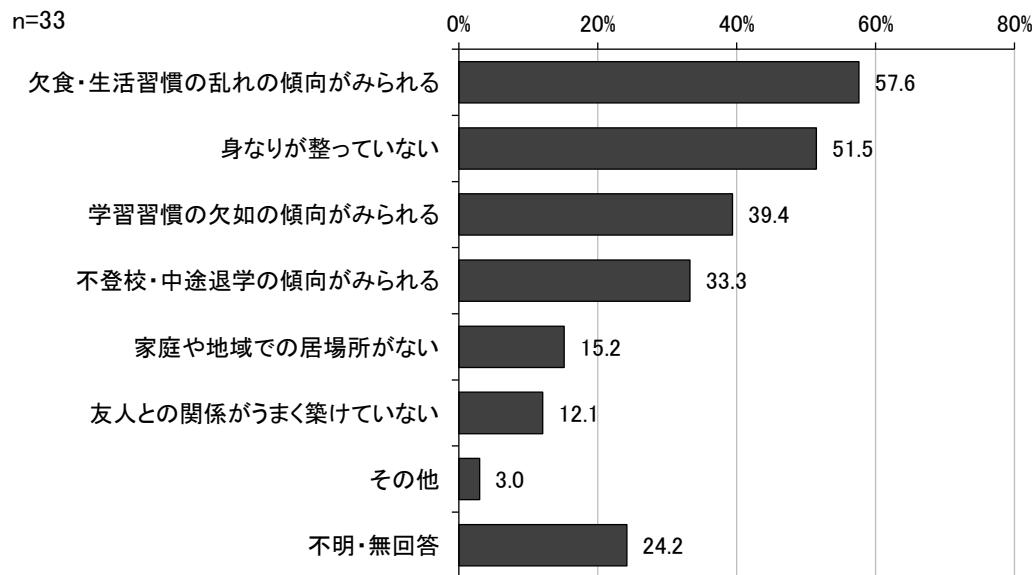
(1) 調査の概要

- 調査対象者：市内の関係機関（高校、小・中学校、保育所・認定こども園、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー）
- 調査期間：令和4年11月
- 調査方法：調査票への記入
- 回収数：33件

(2) 調査結果

- 「貧困の問題を抱えていると思われる家庭」において、子どもの生活や学習の様子で特徴的な状況はどのようなことですか。<複数回答>

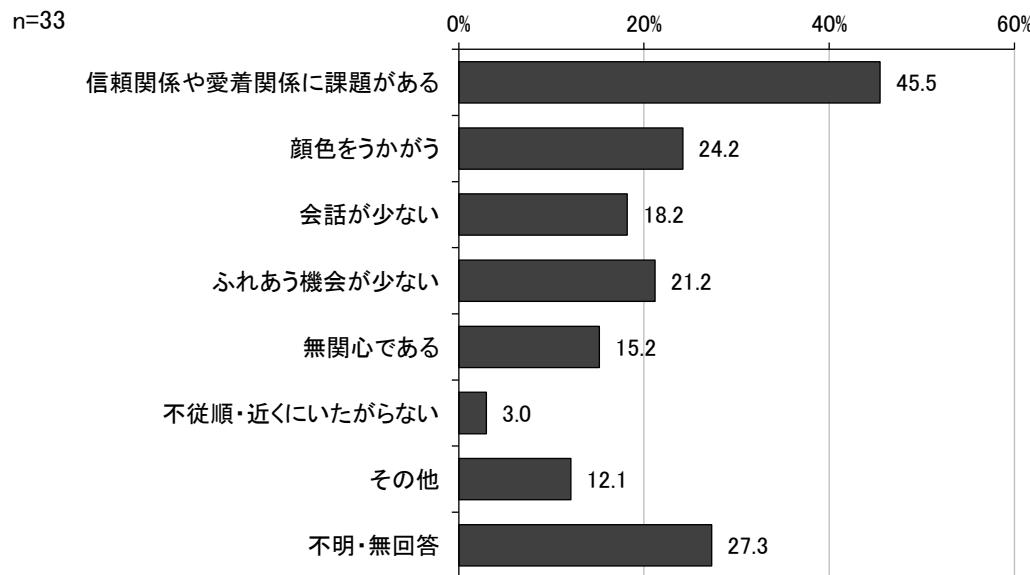
「欠食・生活習慣の乱れの傾向がみられる」が57.6%と最も高く、次いで「身なりが整っていない」が51.5%、「学習習慣の欠如の傾向がみられる」が39.4%となっています。





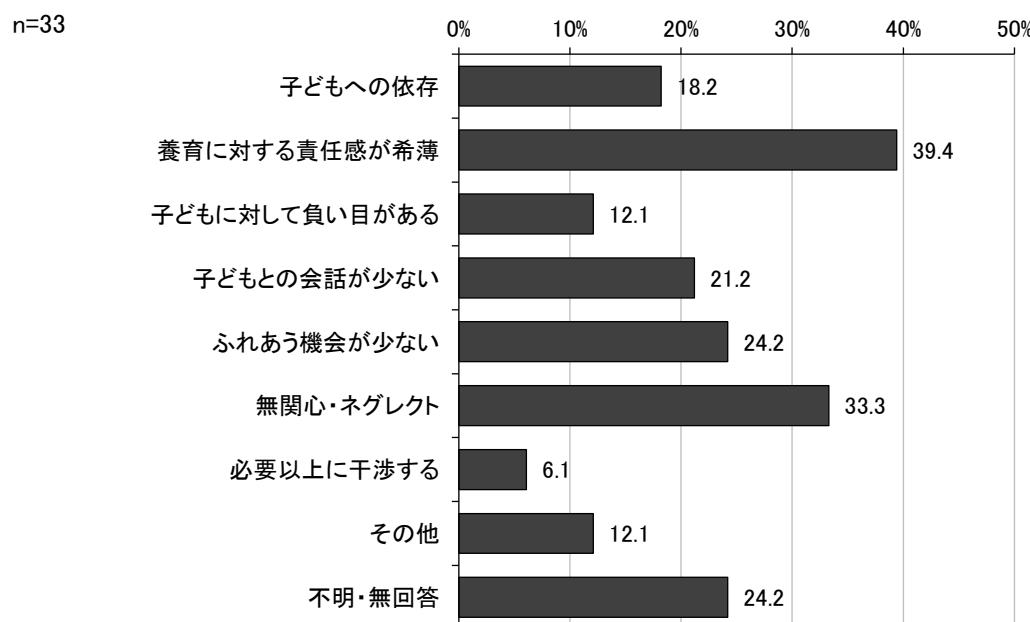
●「貧困の問題を抱えていると思われる家庭」における子どもは、保護者との関係で、どのような特徴がみられますか。<複数回答>

「信頼関係や愛着関係に課題がある」が45.5%と最も高く、次いで「顔色をうかがう」が24.2%、「ふれあう機会が少ない」が21.2%となっています。



●「貧困の問題を抱えていると思われる家庭」における保護者には、子どもとの関わり方でどのような特徴がありますか。<複数回答>

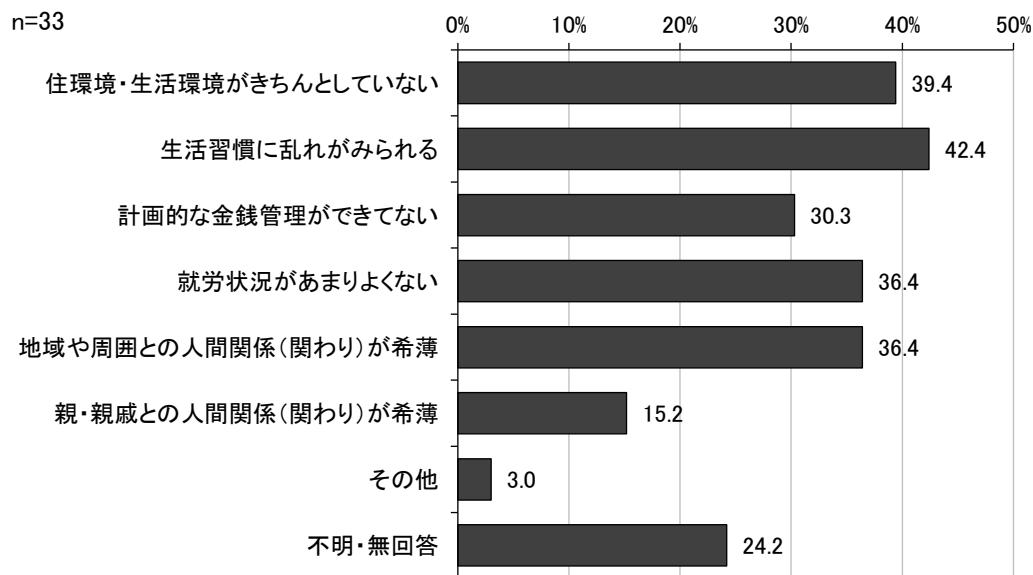
「養育に対する責任感が希薄」が39.4%と最も高く、次いで「無関心・ネグレクト」が33.3%、「ふれあう機会が少ない」が24.2%となっています。





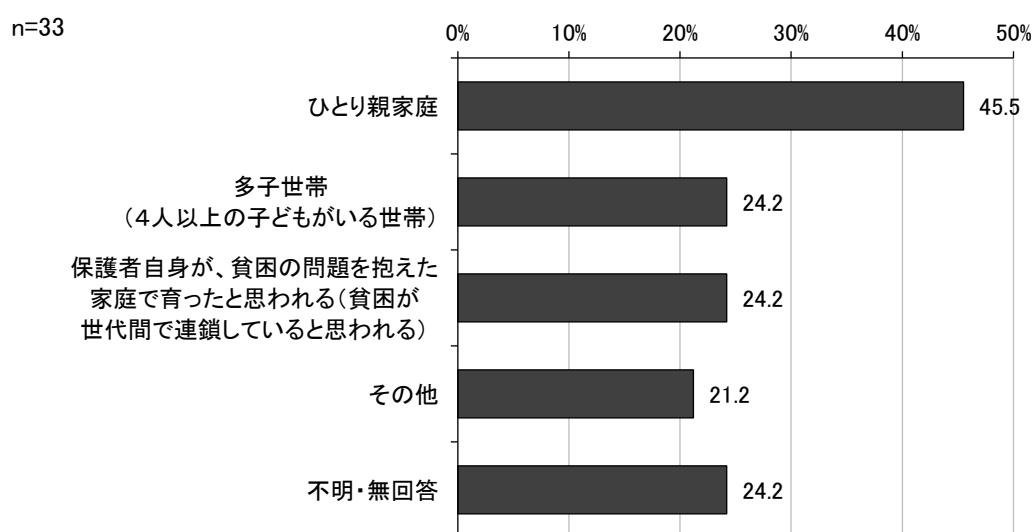
●「貧困の問題を抱えていると思われる家庭」における保護者には、生活面や就労の面でどのような特徴がありますか。<複数回答>

「生活習慣に乱れがみられる」が42.4%と最も高く、次いで「住環境・生活環境がきちんとしていない」が39.4%、「就労状況があまりよくない」「地域や周囲との人間関係（関わり）が希薄」が36.4%となっています。



●「貧困の問題を抱えていると思われる家庭」において、どのような背景や特徴がみられますか。<複数回答>

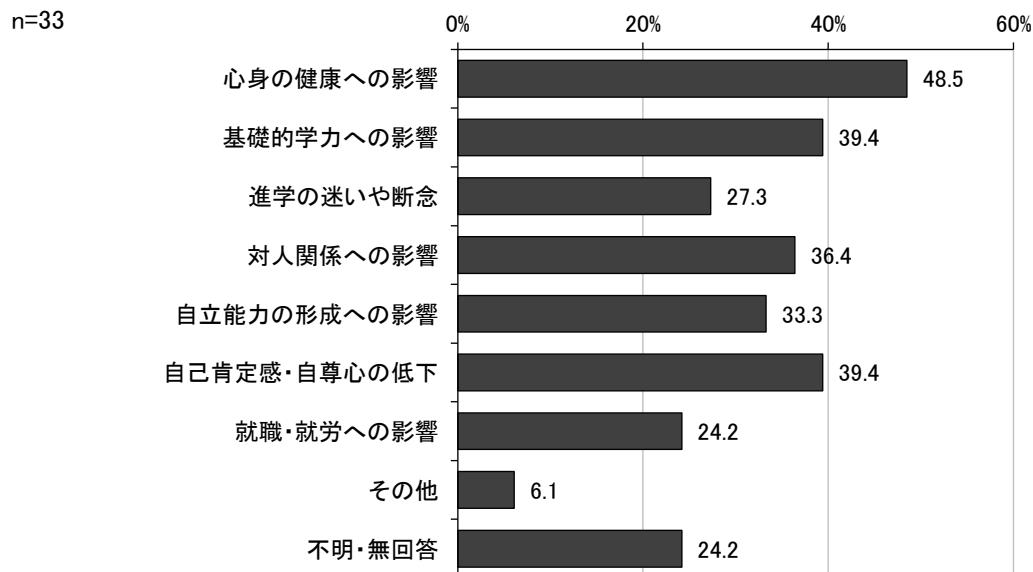
「ひとり親家庭」が45.5%と最も高く、次いで「多子世帯（4人以上の子どもがいる世帯）」「保護者自身が、貧困の問題を抱えた家庭で育ったと思われる（貧困が世代間で連鎖していると思われる）」が24.2%となっています。





●貧困に伴い、子どもにどのような影響や課題が生じていると感じていますか。<複数回答>

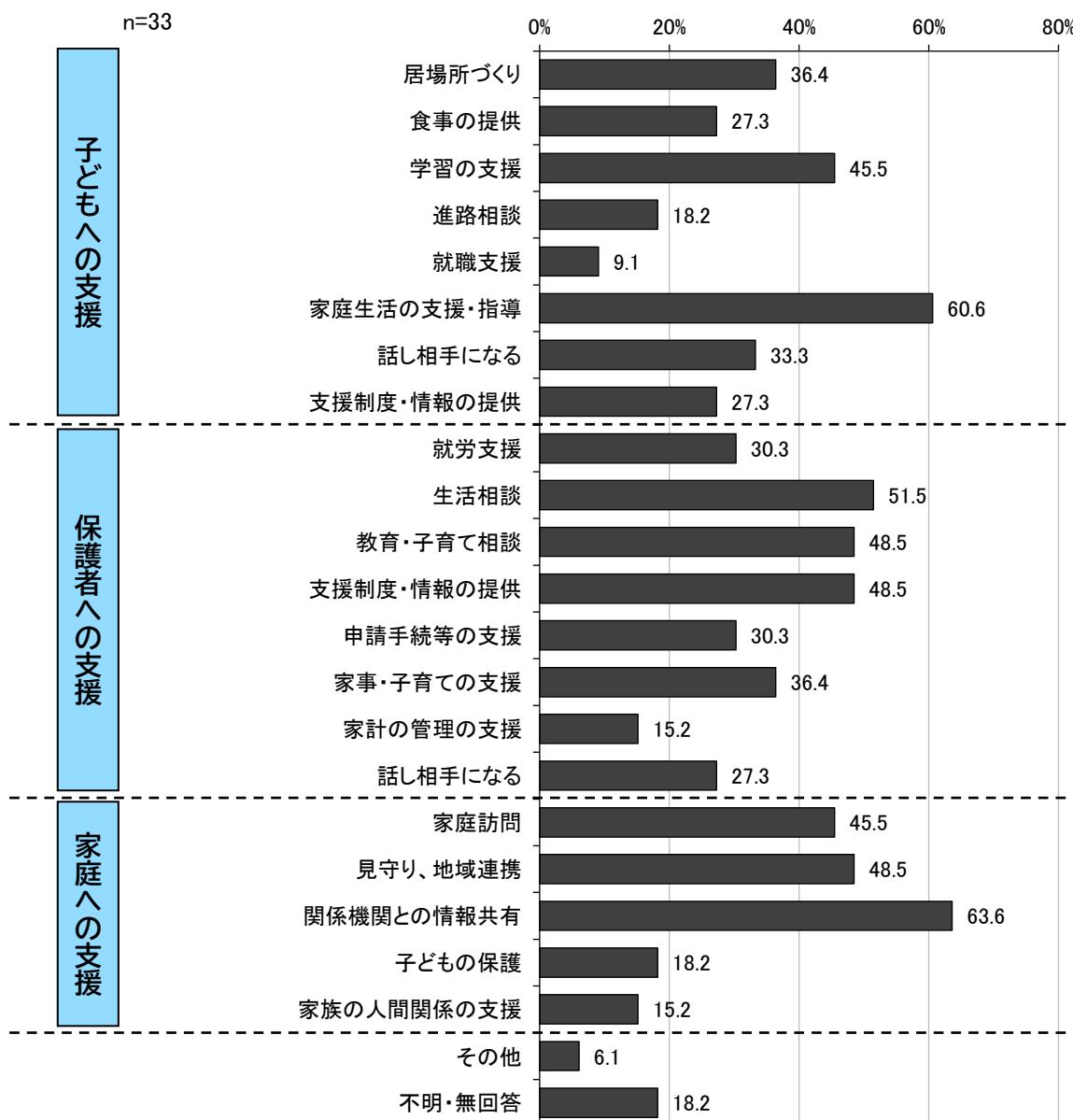
「心身の健康への影響」が 48.5% と最も高く、次いで「基礎的学力への影響」「自己肯定感・自尊心の低下」が 39.4%、「対人関係への影響」が 36.4% となっています。





●「貧困の問題を抱えていると思われる家庭」に対して、今後、具体的にどのような支援が必要だと思いますか。<複数回答>

「関係機関との情報共有」が63.6%と最も高く、次いで「家庭生活の支援・指導」が60.6%、「生活相談」が51.5%となっています。





6 各種調査から見える課題と求められる支援

各種調査から見える課題について、国の示す「子供の貧困対策に関する大綱」の「分野ごとの基本指針」にわけて捉えると、以下のような課題があげられます。

(1) 教育の支援

①各種調査から見える課題

【統計調査】

- 不登校の出現率は、小・中学校ともに、国・県を下回って推移しているものの、上昇傾向

【アンケート調査】

- (保護者・子ども)塾や習い事について、生活困窮世帯は「塾や習い事はしていない」割合が高い
- (保護者)希望する子どもの最終学歴について、生活困窮世帯は、非生活困窮世帯と比べて、「大学まで」が低く「高等学校まで」が高い
- (保護者)生活困窮世帯では、半数が、今後、経済的な理由により進路をあきらめさせたり中退させたりする「可能性がある」と回答
- (保護者)無料の学習支援制度(学習の手助けなど)の利用意向は、生活困窮世帯・非生活困窮世帯ともに「利用したい」が約7割
- (保護者)希望する子育て支援は、生活困窮世帯では「生活や就学のための経済的補助」が最も高く、非生活困窮世帯では、「進学や資格を取るための学習の支援」が高い
- (子ども)学校生活について、生活困窮世帯は、非生活困窮世帯と比べて、「楽しい」が低く「ふつう」「楽しくない」が高い
- (子ども)授業の理解度について、生活困窮世帯は、非生活困窮世帯と比べて、「わかっている」が低く「あまりわからっていない」が高い
- (子ども)進学希望について、生活困窮世帯は、非生活困窮世帯と比べて「大学まで」が低く「高等学校まで」が高い。また、現実的に、どの学校まで進学することができると思うかについては、生活困窮世帯では「高等学校まで」が最も高く、約5割となっている。理由については、非生活困窮世帯に比べて「家庭に経済的余裕がないから」も高くなっている

【関係機関調査】

- 学習習慣の欠如の傾向がみられる
- 不登校・中途退学の傾向がみられる

②求められる支援と対応する既存の支援制度

求められる支援	対応する既存の支援制度
増加する不登校児童生徒への支援	適応指導教室 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援
進学のための経済的補助	就学援助制度 みやま市奨学金制度(中学3年生対象) 奨学金給付事業(高校生対象) 奨学金返済支援制度(社会人対象)
学習の支援	みやま市子ども未来塾(放課後学習教室)
子どもの自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会の提供	職場体験 青少年健全育成事業(通学合宿など)



(2) 生活の支援

①各種調査から見える課題

【統計調査】

- 家庭児童相談室への相談件数は増加傾向。特に、児童虐待相談(養育相談)、言語発達障がい相談(障がい相談)、自閉症等相談(障がい相談)は増加が顕著

【アンケート調査】

- (保護者)健康状態について、生活困窮世帯では非生活困窮世帯に比べて「よい」が低く「ふつう」「あまりよくない」が高い
- (保護者)地域での付き合いの程度について、生活困窮世帯では非生活困窮世帯に比べて「ある程度付き合っている」が低く「あまり付き合っていない」が高い
- (保護者)心おきなく相談できる相手や必要なときに頼れる相手について、生活困窮世帯では非生活困窮世帯に比べて「いる」が低く「いない」が高い
- (保護者)生活困窮世帯の34.8%がひとり親に該当
- (子ども)朝食について、生活困窮世帯の子どもは、非生活困窮世帯の子どもと比べて、「毎日食べる」が低い
- (子ども)「自分にはよいところがある」「自分には将来の夢や目標がある」「がんばればいいことがある」等の自己評価や将来への希望に関する項目について、生活困窮世帯では、非生活困窮世帯と比べて総じて低い傾向にあり、特に「がんばれば、いいことがある」では顕著に低い。また、「自分は友達から好かれている」「友達と会うのは楽しい」「友達との約束を守る」等の友人関係に関する項目も同様に、非生活困窮世帯と比べて総じて低い
- (子ども)放課後の過ごし方について、生活困窮世帯の子どもでは非生活困窮世帯の子どもに比べて「一人でいる」が高い

【関係機関調査】

- 子どもに欠食・生活習慣の乱れの傾向がみられる
- 子どもの身なりが整っていない
- 保護者の生活習慣に乱れがみられる
- 保護者の地域や周囲との人間関係(関わり)が希薄
- 貧困の問題を抱えていると思われる家庭に対して、今後求められる支援は、子どもへの支援は「家庭生活の支援・指導」「学習の支援」「居場所づくり」、保護者への支援は「生活相談」「教育・子育て相談」「支援制度・情報の提供」、家庭への支援は「関係機関との情報共有」「見守り、地域連携」「家庭訪問」がそれぞれ高い

②求められる支援と対応する既存の支援制度

求められる支援	対応する既存の支援制度
養育相談・障がい相談等の充実	家庭児童相談室
子どもの食生活改善へのアプローチ	PTAと連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動
子どもの居場所づくり	みやま市子ども未来塾(放課後学習教室) 放課後児童クラブ ※利用料減免措置あり
保護者への相談支援	スクールソーシャルワーカーによる相談支援 生活困窮者自立支援制度 ※困窮世帯が対象
関係機関との情報共有	要保護児童対策地域協議会、民生委員児童委員連絡協議会等
子どもの自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会の提供	職場体験 青少年健全育成事業(通学合宿など)



(3) 保護者の就労

①各種調査から見える課題

【アンケート調査】

- (保護者)就労形態について、生活困窮世帯では非生活困窮世帯に比べて「正社員・正規職員」が低く「パート・アルバイト」が高い
- (保護者)就労上の悩みで当てはまることについて、生活困窮世帯では父親・母親ともに「収入が少ない」が約半数に達している

【関係機関調査】

- 保護者の就労状況があまりよくない
- 保護者の体調が不安定で計画的な就労ができない

②求められる支援と対応する既存の支援制度

求められる支援	対応する既存の支援制度
さまざまな事由により就労への支援が必要な方への支援	就労準備支援事業
ひとり親の方への就職に有利な資格取得への支援	自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進給付金等事業

(4) 経済的支援

①各種調査から見える課題

【統計調査】

- 中学校の要保護・準要保護児童生徒数が平成29年度以降増加傾向

【アンケート調査】

- (保護者)生活困窮世帯では、過去一年間で「家族が必要とする食料」「家族が必要とする衣料」を「買えない事があった」割合が半数に達している
- ※再掲※(保護者)生活困窮世帯では、半数が、今後、経済的な理由により進路をあきらめさせたり中退させたりする「可能性がある」と回答
- ※再掲※(保護者)希望する子育て支援は、生活困窮世帯では「生活や就学のための経済的補助」が最も高く、非生活困窮世帯では、「進学や資格を取るための学習の支援」が高い
- (保護者、ひとり親)養育費について、生活困窮世帯では、「受け取っていない」が5割を超えており、非生活困窮世帯でも4割に達している

【関係機関調査】

- 金銭管理に課題があるケースが見受けられる
- ※再掲※子どもの身なりが整っていない

②求められる支援と対応する既存の支援制度

求められる支援	対応する既存の支援制度
衣食住など生活への経済的補助	学校給食費の助成 就学援助制度 児童扶養手当、特別児童扶養手当 放課後児童クラブ利用料減免措置
金銭管理、家計改善への支援	家計改善支援事業



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

みやま市では、平成26年に策定された国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、県内でもいち早く、平成30年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもたちが生まれ育った環境によって左右されず、それぞれに夢をもち、いきいきと成長できるまちを目指し、生活困窮者自立支援事業の充実（アウトリーチ支援員の配置）や、学校と連携した相談支援の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員）等に取り組んできました。

しかしながら、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により日常生活が一変し、それまで当たり前だった生活は、大きく崩されることになりました。失業者や生活困窮者が増加し、子どもにとっても、学校に通うことや友達と会うこと、部活動やクラブ活動に参加することといった「当たり前」が制限され、今までに感じたことのない孤独に、多くの子どもがさらされる結果となりました。

今なお、子どもたちを取り巻く環境は、確実に厳しさを増しています。そのような状況のなかでも、子どもたち一人ひとりが将来への希望を持ち続け、未来にはばたくことができるよう、また、生まれ育った環境によって左右されることのない、貧困が世代を超えて連鎖することのないみやま市を目指して、第1期計画に引き続き、以下の基本理念を設定します。

子どもたちのしあわせな将来をつくるまち みやま





2 施策体系

基本理念 子どもたちのしあわせな将来をつくるまち みやま

施策1 支援体制の構築と強化

相対的な貧困による問題は外見的なところからだけでは気づきにくく、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めることもあり、適切な支援に結び付かないこともあります。そのため、子どもの幸せな将来をつくるための支援体制について、関係機関の連携等により構築・強化を図ります。

取組

- みやま市子ども健やかネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化
- 子育てコンシェルジュによる相談支援
- 家庭児童相談室の充実
- コーディネーターの配置による支援体制の強化
- 子育て世代包括支援センター（みやま子育てサポートセンター）の機能強化
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携による支援の推進

施策2 教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないよう、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないよう、児童生徒の学力向上の促進や様々な体験機会の提供を進めるとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないよう、相談支援の充実を図ります。

そして、子どもを取り巻く諸課題が多様化・複雑化する中で、より地域実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

取組

- 学校教育支援事業
- 適応指導教室(さくら)
- 教育相談窓口
- コミュニティスクールの充実
- 体験活動の推進
- みやま市青少年育成市民会議
- キャリア教育推進事業
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援の推進
- SOS の出し方教育の推進
- 学習指導要領に則った金融教育(中学生)の推進
- みやま市子ども未来塾
- 給付型奨学金事業



施策3 生活の支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣を確立できるよう、生活習慣の改善に資する情報や子育てについての情報を提供します。

また、生活が困窮している世帯に対して、生活の基盤となる住居の確保のための支援や家計管理の支援、食生活の乱れがある世帯に対しては食育等を推進します。

取組

- 母子健康手帳交付事業及び妊婦健診助成金
- 赤ちゃん訪問事業
- 親子教室、家庭教育学級
- 乳幼児健診及びフッ素塗布事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 家計相談支援事業
- みやま市市営住宅の提供
- 食育推進事業
- 制服等のリユース促進
- 「すくすくみやま」による情報提供の推進

施策4 保護者に対する就労の支援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

取組

- ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)
- 病児・病後児保育事業
- 保育所・認定こども園での一時預かり事業
- 子育て短期支援事業
- 就労準備支援事業
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- 就業支援機関との連携



施策5 経済的支援

ひとり親家庭や障がいのある人、生活が困窮している世帯などの生活を支援するため、また、生活困窮状態の改善のため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

取組

- 生活福祉資金貸付事業
- 児童手当支給事業
- 児童扶養手当支給事業
- 特別児童扶養手当支給事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談事業
- 子育て世帯家賃補助
- 出産・子育て応援交付金事業
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
- 保育料の負担軽減の充実
- 放課後児童クラブ利用料減免事業
- 若者定住促進奨学金返済助成事業
- (※再掲※)給付型奨学金事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- 子ども医療費助成
- 重度障がい者医療費助成
- 風疹予防接種助成金
- 学校給食費の助成





第4章 具体的な取り組み

施策1 支援体制の構築と強化

●みやま市子ども健やかネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化

<担当課:子ども子育て課>

- ◇要保護児童等の早期発見と、家庭環境や対象児童の現状を共有するとともに、必要な支援の方法を確認するため、要保護児童対策地域協議会の経済的困窮世帯への見守り機能の強化を図ります。
- ◇要保護児童への支援は他機関との連携が重要となるため、連携の強化また協議会委員の資質向上に向けた研修会を開催します。

●子育てコンシェルジュによる相談支援 <担当課:子ども子育て課>

- ◇子ども子育て課窓口に「子育てコンシェルジュ」を配置し、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や子育て支援サービス等の紹介、また子育てに関する相談の受け付けを行います。また、必要に応じて関係機関との連絡調整等を支援し、必要な子育て支援サービスにつなげます。

●家庭児童相談室の充実 <担当課:子ども子育て課>

- ◇市内の児童生徒や子どもがいる家庭を対象に、子ども家庭支援員を配置し、子どもや家庭に関わる養護、保健、障がい、育成などの相談に応じ、必要な支援を行います。
- ◇児童虐待のハイリスク家庭の早期発見と支援をみやま市子ども健やかネットワーク(要保護児童対策地域協議会)と連携して進めます。

●コーディネーターの配置による支援体制の強化 <担当課:子ども子育て課>

- ◇教育委員会をはじめとする関係機関との「つなぎ」を充実させるため、コーディネーターを配置し、支援体制の構築(強化)を図ります。

●子育て世代包括支援センター(みやま子育てサポートセンター)の機能強化

<担当課:子ども子育て課>

- ◇母子包括支援員を配置し、妊娠期から子育て期にかけての相談を受け付けるとともに、医療機関などの関係機関と連携・協力しながら、妊娠期からの切れ目のない支援をワンストップで行います。



●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携による支援の推進

<担当課:子ども子育て課・学校教育課>

◇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒からの相談に応じるとともに、支援が必要な家庭に対して、保健所や多機関と連携した支援を推進します。

◇子どもや家庭が抱える様々な問題や課題について、小学校において早期対応を図ることで、中学校で増加する問題の未然防止に繋げます。





施策2 教育の支援

●学校教育支援事業 <担当課:学校教育課>

- ◇市独自で小・中学校の児童生徒を対象に、特別支援教育支援員、学校司書、35人学級促進特別教員(中学校のみ)を配置するなど、教育を支える体制の充実を図ります。
- ◇学校現場におけるきめ細やかな指導体制を整えるため、適正な人員配置に努めます。

●適応指導教室(さくら) <担当課:指導室>

- ◇精神的・身体的理由で「学校に行きたくても行けない」児童生徒を対象に、よりよい生活習慣を身につけ、集団への適応能力を伸ばし、基礎学力の定着を支援しながら、児童生徒の学校復帰を目指します。
- ◇適応指導教室指導員を配置し、個に応じた指導を充実させ、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。

●教育相談窓口 <担当課:指導室>

- ◇電話や面談等で適切な就学や不登校問題等に関する相談支援を行うことで、児童生徒・保護者・教職員の問題解決に向けた支援を行います。

●コミュニティスクールの充実 <担当課:指導室>

- ◇学校と地域が連携・協力し、子どもの育ちを支えていく学校づくりを進めます。すべての小中学校に設置の学校運営協議会と地域学校協働本部や関係機関(学社連携プロジェクト会議、次世代の学校・地域創生みやまプロジェクト委員会等)とが連携し、学校運営の改善や充実に向けた取り組みを推進します。

●体験活動の推進 <担当課:社会教育課>

- ◇通学合宿推進事業や各種教室等を実施し、基本的生活習慣の確立や児童の主体性・社会性の向上に努めます。

●みやま市青少年育成市民会議 <担当課:社会教育課>

- ◇「地域の子どもは、地域で守り育てる」をスローガンに、体験活動やボランティア活動、また親子での共同活動等を通して明るくたくましい青少年の育成、また家庭の教育力や地域の活力の向上を図ります。



●キャリア教育推進事業 <担当課:指導室>

- ◇中学生を対象に、仕事に対する理解を深め将来への夢や希望を持った生徒を育成するため、地域企業や商工観光課、農林水産課等の行政機関や学校運営協議会と連携し、中学生の職場体験活動の充実を図ります。
- ◇夢ノートとドリームノートの活用を充実させ、学んだことを振り返ることによって、新たな学習や生活の意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする機会を増やします。

●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援の推進 <担当課:学校教育課>

- ◇(※再掲※)スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒からの相談に応じるとともに、支援が必要な家庭に対して、保健所や多機関と連携した支援を推進します。

●SOS の出し方教育の推進

<担当課:学校教育課>

- ◇学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

<担当課:人権・同和対策室>

- ◇いじめ・体罰・暴行・虐待等の人権問題について、関係機関と連携を図りながら「子どもの人権 SOS ミニレター」や電話・メール等により子どもからの相談を受け付け、問題解決に努めます。

●学習指導要領に則った金融教育(中学生)の推進 <担当課:学校教育課>

- ◇計画的な金銭管理の必要性について理解することや売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集や整理が適切にできるなど、身近な消費生活と環境について工夫し創造しようとする実践的な態度を育成します。

●みやま市子ども未来塾 <担当課:社会教育課>

- ◇地域学校協働本部事業の一環として、子どもの基礎学習の定着や家庭学習の定着、また、放課後の居場所づくりを目的に、子どもたちが仲間同士や地域の人とふれあいながら学習できる「みやま市子ども未来塾」(放課後学習教室)を実施します。

●給付型奨学金事業 <担当課:教育総務課>

- ◇経済的理由により高等学校等の修学困難な学生を支援するため、高等学校等に進学された生徒に対し奨学金を給付します。また、申請者の増加に向けて、学校等と連携した周知の推進・徹底を図ります。(※中学3年生対象、要件あり)



施策3 生活の支援

●母子健康手帳交付事業及び妊婦健診助成金 <担当課:子ども子育て課>

- ◇対象の妊婦へ母子健康手帳及び妊婦健診の受診券を交付します。
- ◇交付の際に保健師や助産師による面談を行うとともに、マタニティマークシール等を配布し、相談や情報提供を行います。

●赤ちゃん訪問事業 <担当課:子ども子育て課>

- ◇生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師等が訪問し、子育て情報の提供、子育ての悩みや相談を受けます。
- ◇訪問により乳児の子育て環境や健康・発達状態、また親の心身の健康状態等を把握し、気になる家庭については、要保護支援担当や保健師へつなぎ、適切な支援の推進を図ります。

●親子教室、家庭教育学 <担当課:社会教育課>

- ◇乳幼児や小学生の保護者を対象として、保護者の子育て力の向上につながる学習会の実施や講師招聘費への補助などを行います。

●乳幼児健診及びフッ素塗布事業 <担当課:子ども子育て課>

- ◇一定の月齢、年齢の乳幼児に対し、集団健診を行い、診察や健康相談等を行います。
- ◇1歳6か月児健診以降3歳児健診までの期間において、無償でフッ素塗布を行い虫歯予防に取り組みます。

●生活困窮者自立支援事業 <担当課:福祉課・くらしの困りごと相談室>

- ◇経済的及び社会的に困難な状況にある世帯の人に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業による支援を行います。
- ◇生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、抱えている課題を整理・分析し、課題解決に向けた自立支援計画を策定、その後、関係機関と連携しながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立に向けた支援を推進します。また、必要に応じ、訪問による相談支援を行います。

●家計相談支援事業 <担当課:福祉課・くらしの困りごと相談室>

- ◇お金の使い方に課題のある家庭及び借金返済で生活に困っている家庭に対し、家計相談支援員が関係機関と連携しながら助言をすることで、家庭の家計管理能力の向上を図ります。
- ◇困窮状態の改善に向け、利用可能な各種制度の紹介や申請支援を行います。



●みやま市市営住宅の提供 <担当課:都市計画課>

◇ひとり親家庭を対象に、市営住宅の抽選時に倍率優遇措置を行います。

●食育推進事業 <担当課:健康づくり課・子ども子育て課>

◇離乳食教室や親子対象の食育教室、またヘルスマイト養成教室(食生活改善教室)やセルフケアセミナー(能活や運動、食生活改善による健康づくり講座)など、ライフステージごとの食育また課題解決に取り組みます。

●制服等のリユース促進 <担当課:学校教育課>

◇不要になった制服等の再利用を図るため、学校と連携し、リユース拡大に向けた取り組みを推進します。

●「すくすくみやま」による情報提供の推進 <担当課:子ども子育て課>

◇みやま市子育て応援アプリ「すくすくみやま」を通じて、市の子育て支援サービスや子育て支援施設等の情報提供等を推進します。あわせて、予防接種のスケジュール管理等その他の機能の周知も推進し、利活用の促進を図ります。





施策4 保護者に対する就労の支援

●ファミリー・サポート・センター事業 <担当課:みやま市社会福祉協議会>

◇地域住民同士の助け合いにより、子育てを応援します。子どもの一時的な預かりや市内の保育施設への送迎を行い、保護者の就労や子育てを支援します。

●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業) <担当課:子ども子育て課>

◇保護者が就労等のため、放課後等に児童を保育することができない留守家庭の小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
◇待機児童の解消に向けて、支援員の確保や施設の拡充等に向けた検討を行います。

●病児・病後児保育事業 <担当課:子ども子育て課>

◇生後3か月から小学校6年生までの子どもが病気になり、保護者が仕事などの都合で保育ができない場合に一時預かりを行います。

●保育所・認定こども園での一時預かり事業 <担当課:子ども子育て課>

◇保護者が病気・冠婚葬祭等で子どもを保育できない場合や、育児疲れを解消したいときに、一時的に保育所・認定こども園で預かります。(保育所・認定こども園に在園していくなくても利用可)

●子育て短期支援事業 <担当課:子ども子育て課>

◇保護者の病気または仕事などの理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、市が委託する児童養護施設で一定期間養育します。

●就労準備支援事業 <担当課:福祉課・くらしの困りごと相談室>

◇就労にブランクがある方や、就労への不安がある方等を対象に、一人ひとりの状況に応じた支援プログラムを作成し、就労に向けた支援を行うとともに、就職後も定着に向けたフォローを行います。
◇就労支援員により、求職者の就職活動状況の確認やハローワーク等への同行、面接等へのアドバイス、相談支援等を行うとともに、就労後には定着に向けた支援を行います。



●母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 <担当課:子ども子育て課>

◇ひとり親家庭の保護者を対象に、保育士や看護師など就職に有利な資格を取得し、就労や生活の安定を図ることを目的に、上記のような職業の養成機関における修業期間の生活費の助成を行います。

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 <担当課:子ども子育て課>

◇ひとり親家庭の保護者を対象に、就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座受講料の一部助成を行います。

●就業支援機関との連携 <担当課:子ども子育て課>

◇児童扶養手当の現況届や各種手続きに際して、ハローワークの相談窓口を開設し、ひとり親サポートセンターが実施する各種研修会、講演会等の情報提供を行います。

◇関係機関と連携し、求人情報を市役所に配架するなど、情報提供を推進します。





施策5 経済的支援

●生活福祉資金貸付事業 <担当課:福岡県社会福祉協議会>

◇低所得者、高齢者、障がい者世帯に対する資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び就学、就業など生活意欲の助長を図ります。

●児童手当支給事業 <担当課:子ども子育て課>

◇中学校卒業までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当を支給します。

●児童扶養手当支給事業 <担当課:子ども子育て課>

◇高校卒業までの子どもがいるひとり親家庭等を対象に、ひとり親の生活の安定を図り、自立を促進するため、手当を支給します。
◇対象世帯の申請漏れが無いよう、様々な機会や媒体を活用して、制度の周知を推進します。

●特別児童扶養手当支給事業 <担当課:子ども子育て課>

◇心身に障がいのある20歳未満の児童等の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。
◇対象世帯の申請漏れが無いよう、様々な機会や媒体を活用して、制度の周知を推進します。

●母子父子寡婦福祉資金貸付相談事業 <担当課:子ども子育て課>

◇ひとり親家庭の父・母、寡婦を対象に、県が行っている生活安定と子どもの福祉増進のための貸付事業の相談窓口を開設し、事前相談から申請支援までを行います。

●子育て世帯家賃補助 <担当課:企画振興課>

◇みやま市内の民間賃貸住宅に新たに転入した中学生以下の子どもを養育する転入して6ヶ月以内の世帯を対象に、家賃の一部を補助します。実質家賃負担額の半額(上限月2万円)まで、最長で12か月分を補助します。

●出産・子育て応援交付金事業 <担当課:子ども子育て課>

◇すべての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができるように面談等を行い、経済的支援として妊娠届後に5万円、出産後に5万円を給付します。

●要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 <担当課:教育総務課>

◇経済的理由によって就学困難な世帯に対して、給食費や学用品費、また1学期の学校健診で治療が必要とされた指定疾病治療費など、就学費用の一部を助成します。
◇要保護児童生徒(小6・中2)の修学旅行費の助成を行います。



●保育料の負担軽減の充実 <担当課:子ども子育て課>

◇保育所・認定こども園等にかかる保育料について、保護者の負担を軽くするため、国の基準より引き下げを行います。

●放課後児童クラブ利用料減免事業 <担当課:子ども子育て課>

◇放課後児童クラブ利用料について、生活保護世帯、市民税非課税世帯、就学援助の認定を受けている世帯の利用料を一部免除します。

●若者定住促進奨学金返済助成事業 <担当課:企画振興課>

◇市内に居住し、地元(筑後地域内の中小企業等に限る)に就職する学生や、起業する学生を対象に、貸与を受けている奨学金の返済金の一部を助成します。

◇今後、要件等の見直しを行います。

●(※再掲※)給付型奨学金事業 <担当課:教育総務課>

◇経済的理由により高等学校等の修学困難な学生を支援するため、高等学校等に進学された生徒に対し奨学金を給付します。また、申請者の増加に向けて、学校等と連携した周知の推進・徹底を図ります。(※中学3年生対象、要件あり)

●ひとり親家庭等医療費助成 <担当課:健康づくり課>

◇ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を助成します。

●子ども医療費助成 <担当課:健康づくり課>

◇中学3年生までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。

●重度障がい者医療費助成 <担当課:健康づくり課>

◇障がいの程度要件などを満たす人を対象に、医療費の一部を助成します。

●風疹予防接種助成金 <担当課:健康づくり課>

◇先天性風疹症候群及び風疹のまん延の予防を図り、市民の健康増進に寄与することを目的として、妊娠を予定または希望している女性及びその配偶者または同居者を対象に、風疹予防接種費用の一部を助成します。

●学校給食費の助成 <担当課:教育総務課>

◇安心して子育てができる環境の充実を図るため学校給食費の一部を助成します。



第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画内容の周知

本計画を市民へ広く周知するため、広報紙やホームページ等の広報手段を活用します。子どもは地域のかけがえのない宝であり、子どもに対する支援は、地域全体の問題として、市民と行政が一体となった取り組みを展開していくことが重要です。

2 地域の連携による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、事業所、NPO、ボランティア、民生委員児童委員、主任児童委員、その他関係機関・団体等との連携・協働により、取り組んでいきます。

3 計画の評価・確認

計画の取り組み状況を評価・確認するため、本計画の進捗状況について、とりまとめを行い、その中で府内において子どもの貧困対策推進計画の改善・充実に向けた検討を行っていきます。

また、本計画については、広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に情報を公開することで、より良い取り組みに向けた改善・充実を図っていくものとします。



第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画

編集・発行:みやま市 保健福祉部 子ども子育て課

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL:0944-64-1535

FAX:0944-64-1519

